

目次

第1章 京都産業大学インターネット利用に関するガイドライン	1
1. インターネットとは	1
1.1. インターネットで利用できるサービス	1
2. インターネットの利用手続	2
2.1. 利用資格の取得	2
3. インターネットを使う上で知っておくべきこと	2
3.1. ネットケットガイドライン	2
3.2. セキュリティ	3
3.3. 適切なパスワード	4
3.4. 使ってはいけないパスワード	4
4. インターネットに関わるには	4
4.1. わからないことがあれば	5
4.2. 電子メールやBBSの利用	5
4.2.1. メールに関する注意	5
4.3. Webの利用	6
4.3.1. 好ましいページ	6
4.3.2. 好ましくないページ	7
4.3.3. ページ作成に関する規則及び注意	7
5. 利用に関する諸規約	7
5.1. 遵守すべき事項	7
5.2. 禁止される行為	8
5.3. 規則違反に対する措置及び罰則	8
5.4. 利用資格の消滅等	8
6. 本学の責任免責及び経費の負担	10
6.1. 免責	10
6.2. 経費の負担	10
6.2.1. 学内施設からの利用	10
6.2.2. 学外からの利用	10
7. 著作権などの知的財産権について	10
情報倫理 Q&A	13
第2章 情報処理教室を使う	22
1. cc環境について	22
1.1. 大学の情報処理教室の構成	22
1.2. 情報処理教室の利用時間と禁止事項	24
1.3. 情報処理教室に入るためには	24
2. ユーザIDとパスワード	25
3. サポートについて	26
3.1. 補助員制度を活用する	26
3.2. 「cc環境BBS」に質問する	27

4.	機器構成と電源の位置	
4.1.	10号館情報相処理教室・11情報処理教室	30
4.2.	オープンパソコンルーム	31
4.3.	USBポートの使用について	32
5.	電源を入れ、使うOSを選択する	36
6.	Windowsを使う	37
6.1.	ログオンする	37
6.2.	情報サービスページを見る	40
6.3.	電源を切る	42
7.	Linuxを使う	44
7.1.	ログインする	44
7.2.	情報サービスページを見る	45
7.3.	電源を切る	47
8.	印刷	48
8.1.	印刷する上でのルール	48
8.2.	印刷手順	48
第3章	ネットワークサービスを利用する	50
1.	ネットワークサービスの紹介	50
1.1.	ネットワークサービスと向き合う	50
1.2.	京都産業大学のネットワーク	51
1.3.	インターネットとは?	51
1.4.	Webとは?	52
1.5.	電子メールとは?	53
1.6.	ネットワークとの暮らし方	55
2.	Webを利用する	56
2.1.	URL/URI	57
2.2.	URLの検索	57
2.3.	あなたも作れるWebページ	58
3.	メールを利用する前に	59
3.1.	電子メールアドレスについて	59
3.2.	cc環境のメールアドレス	60
3.3.	相手のメールアドレス	61
3.4.	自分のメールアドレス	61
3.5.	メールの容量の制限	62
3.6.	メールを書くときの注意	62
4.	メールを利用する	66
4.1.	メールを書く	68
4.2.	メールを読む	69
4.3.	Active! mailの終了	71
4.4.	Active! mailをもっと活用する	71
資料1.	設定項目一覧	72
資料2.	平成17年度計画等に関するお知らせ	73
資料3.	情報センター 提供サービス概要	76

第1章 京都産業大学インターネット利用に関するガイドライン

1. インターネットとは

インターネット(Internet)は、世界中の各組織が運用するネットワークをつなぐネットワークです。インターネットでは、電子メールや World Wide Web など様々な通信機能が提供されており、ボーダレスに利用することができます。

インターネットと既存の通信サービスを比較した場合、最も異なっているのは次の点です。

電話や手紙と違い、インターネットそのものを統括し管理している組織は存在しません。もともとインターネットはコンピュータを持っている人や組織が、相互にネットワークを繋ぎ、ここまで発展してきました。使用している技術も互いの組織の事情に応じて発展してきたために、開放されたものが多く、銀行のキャッシュディスペンサのオンラインシステムのように、安全性を高めるための閉鎖性はありません。ときには様々な事故や障害により電子メールが届かなかつたり、第三者からの意図的に不正な行為によりセキュリティ（安全）が脅かされるといったことが起こり得ます。

また、インターネットでは世界中の人々を相手に情報を発信したり受信したりすることが可能です。異なる文化や伝統を持った人たちを相手にしたコミュニケーションでは、きちんとしたマナーに基づいた言動をとらないと、文化的な摩擦や誤解が生じてしまいます。

それらを避けるため、インターネットに関する正しいマナーを身につける必要があります。これはネットワーク上でのエチケットという意味で、『ネチケツト』と呼ばれます。この章をよく読んでインターネットを楽しくそして大いに利用してください。

なお、本ガイドラインでは、利用資格など細則において情報センターの運用する「cc 環境」を想定して説明しています。

1.1 インターネットで利用できるサービス

1. 電子メール

電子的なメールサービスです。回覧に相当する機能としてメーリングリストがあります。メーリングリストは特定のメンバー間での情報交換ができます。

2. World Wide Web

単に Web とか WWW と呼称することがあります。インターネットの統合サービスで、Web ページという単位で情報提供が可能です。

3. FTP

公開ファイルの転送機能です。公開された情報の取得ができます。

4. SSH

自分がユーザ ID をもつ UNIX 系コンピュータを遠隔から利用できます。

5. その他のサービス

インターネットでは常に新しいサービスが誕生（開発）したり廃止されたりしています。本学でもそうですが利用できるサービスは常に変化していますので、ある程度技術動向に敏感になっておくことが必要でしょう。

2. インターネットの利用手続

2.1 利用資格の取得

本学のインターネット接続サービス利用者は、以下の手続を経てユーザ ID を取得し利用資格を取得できます。

ユーザ ID とは、利用者をネットワークで識別するための名前であり、1つのユーザ ID は、一人の利用者に特定して発行されます。ユーザ ID は、銀行の口座名のようなものであり、利用者はこれを取得することにより、インターネットの利用が可能となります。

利用資格の消滅等については「5.4 利用資格の消滅等」を参照してください。

2.1.1 本学関係者への発行

1. 本学の職員

本学の業務規則で定める職員（教育職員・事務職員）を指します。

申請は、別紙「計算機利用申請書」によって行います。承認されたユーザ ID は利用者が本学に在籍する期間有効です。

2. 本学の学生

本学に在籍する学部学生および大学院生、もしくは学則第9章に定める者を指します。

学部学生、大学院生には、入学時に全員にユーザ ID が交付されます。

学部学生、大学院生以外のユーザ ID 取得申請は、「臨時計算機利用申請書」によって行います。承認されたユーザ ID は、利用者が本学に在籍する期間有効です。

3. 本学を定年退職する教員

申請により在職中のユーザ ID を継続して利用できます。

申請は、別紙「計算機利用申請書」によって行います。利用は当該年度の末日まで単年度とし、継続申請があればさらに更新できます。

4. その他

その他、情報センター長が特に必要と認めた者。

申請は、「臨時計算機利用申請書」によって行います。利用は、必要期間とします。なお、1年を超える場合は、継続申請を必要とします。

3. インターネットを使う上で知っておくべきこと

3.1 ネットケットガイドライン

ネットケット(Netiquette)とは、ネットワーク上でのエチケットのことを指します。インターネットの利用にあたっては必ず適切なエチケットを身につけた上で行動してください。快適なインターネットの利用は、利用者一人ひとりの行動にかかっています。またネットケットは単なる礼儀上のことではありません。あなたの安全を守るためでもあります。ネットケットを守ることは、あなた自身を守ることでもあるのです。

インターネットは、居ながらにして世界中から情報を収集することができます。しかし便利な道具、テクノロジーだとばかり考えてしまうのは正しい理解ではありません。インターネットでは、互いに異なる考えを持つ人々が情報を交換するわけですから、そこには考えの違いや文化的背景の違いが存在します。インターネットを便利なテクノロジーだと安易に考えたために、相手の意図することを誤解したり、こちらの意図することが理解してもらえなかったりして、互いに不快な思いをすることがあります。

この様なトラブルに巻き込まれないために、インターネットはテクノロジーではなく、文化そのものであることを理解してください。そこには社会性があり、文化交流があるのです。実社会と同じく相手に不快感を与えないように振る舞ってください。

1. 安心感を与えるように

ネットワークでは、初対面の人との交信が多く発生します。互いに相手の顔が見えないで交流するわけですから、つねに自分を適切に紹介し、相手に安心感を与えるよう心がける必要があります。そのためには、自分をあだ名で呼んだりせず本名（通称）で紹介すべきです。

2. よく考えて

インターネット上での情報交換の多くは、文字によって行われます。互いの顔が見えないためニュアンスがうまく伝わらなかったり、個人が持つ文化的背景の違いなどから誤解やトラブルが発生しやすいものです。こちらの意図することが間違いなく相手に伝わるかよく考えて発言するようにしましょう。メールなどは、送る前に読み返しましょう。

3. 無駄をしない

インターネットには、全体を統括する管理組織は存在せず、互いに接続しあうネットワーク組織の相互協力によって成り立っています。接続にかかる維持費用も互いに負担しあうことで成立しています。

例えば学外に電子メールを送れば、本学とは無関係の組織が運用するネットワークを利用させてもらうことになります。

もし大量の情報を遠隔地に発信したり受信したりすると、経路途中のネットワーク組織の回線を使っていますから、その組織に迷惑をかけたり、場合によってはその組織を通信不能な状態にしてしまうことも考えられます。したがって、無駄な通信や大量の通信は極力控えることが必要です。

またメールにおいて、相手の書いた文章を引用する場合、相手の文章の3分の1以下を目安として引用しましょう。全文引用は、ネットワークの通信量を増やすことになり全体への迷惑ともなりますし、論点が明確でない文章ともなります。

メールの最後に署名（シグネチャ）を付けることができます。必ずしも付ける必要はないのですが、付けるとすればあなたのオリジナリティのある署名を付けるとよいでしょう。ネットワークの通信量を増やさないためにも、目安として4行以内に記述すべきです。

3.2 セキュリティ

近年、新聞、TVなどのマスメディアでもよく報道されるように、他の機関が運営するコンピュータネットワークに不正に侵入したり、他人のユーザIDを不正に使用して混乱に陥れたり、情報を不正に入手したりする人々があります。この様な人に対抗するための最も単純で確実な方法は、あなたのユーザIDに適切なパスワードを設定することです。利用者一人のパスワードが盗まれることで、他の利用者にも影響が出るため、これは集合住宅の1世帯の戸締まりをしっかりするようなものです。

自分は、他人に見られたり取られたりして困るようなものをコンピュータに置いていないから、パスワードを盗まれても被害はないという人がいます。しかしこれは大きな間違いです。ネットワーク犯罪者は、目標とするコンピュータに侵入する前に、いくつかのコンピュータを踏み台として不正行為を行います。あなたのユーザIDは、犯罪のための踏み台となっているかもしれないのです。1996年、米国では踏み台となったコンピュータの所有者にも有罪判決が下されたほどです。

”ユーザIDとパスワードの管理は利用者の義務です。”

これらの管理義務を怠ることにより発生する損害には、あなたが責任を取らなければなりません。

この節には、適切なパスワードを設定するために注意しなければならない事項を掲げています。よく読んで、自分の安全をしっかりと守る習慣をつけてください。

また、利用に際し自分のユーザ ID が知らないうちに他人に使われているのではないかといった形跡がある場合、システム管理者（情報センター）に連絡をしてください。

3.3 適切なパスワード

1. 自分だけが知っているオリジナルの文字列
2. 英大文字・英小文字・数字・記号を含んでいる
3. 覚えやすく書き留める必要がない
4. 長さが 8 文字である
5. 誰かに覗かれても覚えられないように、素早くタイプできる

3.4 使ってはいけないパスワード

1. 空のパスワード（パスワードを設定しない）
2. 7 文字以下の短すぎるもの
3. ユーザ ID と同じもの
4. 辞書、辞典に載っている言葉
5. 地名をはじめとする固有名詞
6. 人名（自分の名前、家族、友人、知人、よくある人名）
7. ペットの名前
8. ゲームに出てくるような呪文やキャラクター名
9. 映画やテレビドラマの登場人物の名前や呼び名
10. 自分や家族、知人の誕生日
11. コンピュータの名称やコンピュータに関する名称（OS の名前やコマンド名）
12. 自動車のプレートナンバー
13. 健康保険証番号の一部
14. 容易に入手できる自分に関する情報
15. キーボードの文字の並びをそのまま使ったもの
16. 文字や文字列を繰り返したもの

4. インターネットに関わるには

初めてインターネットを使おうとすることは、だれしも勇気が必要なものです。本学では、在学中にそのような経験を十分積むことができるよう、教職員が一体となって環境を整備しています。また、先輩たちも初心者の方を温かく迎え入れてくれるでしょう。

どうか物怖じせず勇気を持ってインターネットに参加してください。

4.1 わからないことがあれば

1. インターネット利用に関して、様々にわからないことが出てくるでしょう。まずこの文章をしっかりと読んで理解してください。そして「コンピュータガイド」や Web の「情報サービス」ページ等のドキュメントに目を通してください。
2. それでも分からないことがあれば、学内の「cc 環境 BBS」等に尋ねてみるのが良いでしょう。中でも「コンピュータ BBS」には過去に問い合わせされた膨大な情報が貯えられています。これらに目を通すだけで疑問が解けることもあるでしょう。これらの BBS は不特定多数の人が利用しています。BBS で問い合わせをすることの最大の利点は、疑問や解決方法があなただけのものではなく、利用している全ての人で共有できることです。互いに知識を共有できることは、インターネットの最大の利点といえるでしょう。
3. 学内の BBS に問い合わせれば、大半の疑問は解決できるはずですが、それでも分からなければ、情報センターの運用補助員にメールを送って尋ねてください。運用補助員の電子メールアドレスは mics-q@cc.kyoto-su.ac.jp です。また、学内の情報処理教室でコンピュータの操作中にトラブルが発生した場合は、運用補助員（黄色い腕章を付けています）に直接尋ねてください。運用補助員が情報処理教室に不在の場合は、情報処理教室にはコードレス電話が備え付けてありますので、情報センターのメインカウンターに連絡してください。メインカウンターの内線電話番号は、コードレス電話に貼り付けられています。

4.2 電子メールや BBS の利用

1. 電子メールの練習
電子メールを練習するには、最初に自分自身にメールを送り、読む練習をするのが良いでしょう。少し自信が付けば友人相手に互いに練習をしてみましょう。
2. BBS の練習
京都産業大学には「cc 環境 BBS」という学内専用の BBS があります。ここで投稿の練習をしたり、疑問に思っていることなどいろいろ尋ねてみるのが良いでしょう。電子メールや BBS で、(^_^) や (x_x) や (^; などのフェイスマークをうまく使うのもよいのですが、相手にニュアンスが伝わらないこともあるので過信しないようにしてください。

4.2.1 メールに関する注意

1. チェーンメール
不幸の手紙を知っていると思いますが、これを電子メールに応用したものです。例えば「**標題**（サブジェクト）が○○となっているメールは新手のウイルスが入っていますから決して中を見てはいけません。このことをあなたの知り合いに伝えてあげてください」といった内容のメールです。人から人へ広がっていくことからチェーンメールと呼ばれますが、この様なメールを受け取った場合は、他の人に送ってはいけません。チェーンメールは、ネットワークの通信を無駄に浪費するだけです。あなたを最後にチェーンメールの伝播を止めてください。
2. SPAM メール
電子メールを使い始めると、突然知らない会社などから宣伝のメールが来るのを経験しますが、受取手の迷惑を顧みないダイレクトメールを SPAM メールといいます。SPAM（スパム）は米国の缶詰め食品会社が売り出した商品でしたが、「いき過ぎたダイ

レクトメール広告」から、多すぎて嫌なものという評価になり、相手の迷惑を顧みないダイレクトメールに使われ始めた呼称です。

現実には SPAM メールを拒絶する方法はありません。詳しくは、本学 Web ページに解説がありますから、<http://www.kyoto-su.ac.jp/ccinfo/> をご覧ください。

3. 48 時間ルール

メールを受け取って返事を書く必要がある場合、48 時間を目処に返信しましょう、という暗黙のルールですから、これになるべく沿うようにしてください。逆にメールの返事が 48 時間以内に來ない場合、先方はメールを読んでいないか、読めるような環境にいないかもしれませんから、別の連絡手段を採った方がいいという目安にもなります。

4. ウィルスメール

正確には、コンピュータウイルスに感染したファイルが添付されたメールのことです。ウイルスに感染したコンピュータから利用者の知らぬ間にウイルスに感染したファイルを添付されたメールが送信されることがほとんどで、送信者のメールアドレスを偽っていることが多いので注意が必要です。

特に、ネットワークを通じて自己増殖するウイルスをワーム型ウイルスといい、メールの開封、プレビューや添付ファイルの実行によってメールを開いているコンピュータがウイルスに感染し、コンピュータ内部に自身の複製をコピーします。感染したワーム型ウイルスは、利用者のメールソフト等のアドレス帳や Web ページのキャッシュファイルなどからメールアドレスを収集し、自身の複製を添付したメールをユーザに気付かれないように送信します。

以前は、添付ファイルをユーザが実行しなければ感染しないものが多かったですが、最近では、メールソフトの HTML 表示機能や Windows などの OS の欠陥などを悪用し、メールを開封したりプレビューしただけで感染したり、コンピュータを使う利用者の操作や個人情報などの収集を行うスパイウェアと組み合わせてより巧妙、複雑かつ危険になってきているので注意が必要です。

4.3 Web の利用

World Wide Web は、ページという単位で情報を受発信する技術です。世界中には、それぞれの目的に沿った Web ページが作られ公開されています。Web をもってインターネットだ、と誤解している人もいるくらいポピュラーな存在です。

本学は教育研究機関ですから、Web ページの内容が研究分野や学習課題を中心としたものであることが必要です。しかし例外的に Web ページ作成者の興味のある分野や趣味といったものに関して情報を発信することを、インターネットの理解促進と情報に関して考える機会を与えるために許しています。

Web ページ作成者は、作るページが世界中から見られていることを、忘れないでください。意味のある情報とは何か、他人の役に立つ情報は何か、を考えながらあなたの独創的な Web ページを作るように心がけてください。

4.3.1 好ましいページ

1. 研究課題や成果に関するページ
2. 専門外であっても特定分野について探求した成果を公開するページ
3. 独創的な作品、成果に関するページ

4.3.2 好ましくないページ

1. 他人の作ったページにリンクしているだけのページ（独創性がない）
2. 独善的な自己紹介だけのページ（あなたが誰であるかは誰も興味がない）
3. 友人の紹介とってそのページにリンクだけのページ（内容がない）
4. 教育研究機関であることを超えて、過度に趣味に偏ったページ

4.3.3 ページ作成に関する細則及び注意

1. 一般公開を前提として

作成した Web ページは、一般公開してください。会員制の Web ページやパスワードによる一般公開ではない Web ページ運用は、認められません。

これは内容が隠蔽されないようにする措置です。大学運営のために学外に対し公開されない情報は、この限りではありません。また、学術的目的から教員の指導のもとに行われる場合もこの限りではありません。ただし、その場合はその旨をページの中に明記する必要があります。

2. 著作権や商標権など知的財産権の尊重

Web は、文字だけでなくグラフィックや音声・画像・動画を含む Web ページが多く見られ、興味を引きます。それらが無料で利用できるからといって、著作権や特許権など知的財産権が存在しないかのように思い込む人がいます。インターネット上の情報も、現実社会と同じく各法令で守られています。それらを拝借してあなたの Web ページに張りつけることは、著作権等の侵害です。また、雑誌や新聞から画像、マンガ、文章などの一節を転用することも著作権に違反する行為です。

一方、あなたの書いた文章、絵、詩など、Web ページで公開してもそれらは著作権で守られています。著作権は、同時にあなたの権利を守ることになることを忘れないでください。

なお、このガイドラインの最後に「7. 著作権などの知的財産権について」の解説があります。

5. 利用に関わる諸規則

利用者は以下に定める事項を遵守しなければなりません。

5.1 遵守すべき事項

1. 利用者は利用に際しユーザ ID と、自身で設定したパスワードについて責任を持って管理する義務を負います。
2. ユーザ ID 又はあなたの管理する情報が第三者によって使用・利用あるいは改ざんされた形跡がある場合は、直ちにシステム管理者にその旨を連絡してください。
3. 禁止行為に違反した利用者を発見した場合は、直ちにシステム管理者に連絡しなければなりません。
4. 本学利用者としてふさわしい節度ある態度で利用を心がけてください。
5. システム管理上あるいは運営上の安全を確保するために、定められた利用方法などを守ってください。

5.2 禁止される行為

本学のコンピュータ利用に際しては、次の各行為を禁止します。本学の情報倫理ポリシーとして、法令違反の行為はもちろん、そのおそれのある行為も禁止し、指導の対象とします。

1. **アドレスを改ざんする（他人になりすましてメールを送る）、ユーザ ID を貸与する、パスワードの管理を怠る等上記遵守すべき事項に違反する行為**
2. **著作権、商標権等の他人の知的財産権を侵害する行為、侵害のおそれのある行為**
(例：絵画・写真・漫画・アニメなど他人の著作物を無断でホームページなどに使用する行為、音楽 CD から作成した MP3 ファイルをホームページで公開する行為など)
3. **自己の個人情報をみだりに公開する行為、第三者の個人情報を無断で公開する行為、第三者の肖像権を侵害する行為**
(例：ネット上の掲示板に自分の住所や電話番号などを書き込む行為やカメラ付き携帯で撮影した写真を本人の許可なくネット上で公開する行為)
※個人情報とは、氏名・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス等特定の個人を識別できる情報をいう。
4. **第三者に対する迷惑や不利益を与える行為および誹謗、中傷など名誉・人権を侵害する行為**
(例：ネットストーカー、嫌がらせメール、掲示板へ他人を誹謗・中傷する内容の書き込みを行うなど)
5. **政治活動、宗教活動および営利活動**
(例：政治団体・宗教団体への勧誘、ホームページでの物品販売など)
6. **インターネットおよび他のネットワークの正常な維持、運営を妨げる行為**
(例：コンピュータウイルスを感染させる行為、大量のメールを送信しサーバに著しい負荷を生じさせる行為)
7. **その他、法令に違反する行為または違反するおそれのある行為、教育研究の目的に著しく反する行為および大学の品位を汚す行為**
(例：ねずみ講、マルチ商法の勧誘、学習に必要な画像・動画ファイルを所持する行為)

5.3 規則違反に対する措置及び罰則

1. 禁止行為を侵した利用者については、本人に通知することなく作成文書の削除、禁止行為の停止、ユーザ ID の停止又は取り消しを行うことがあります。
2. 利用者は、自身のユーザ ID に関し、パスワードの管理不十分又は第三者の不正使用に起因する全ての損害について責任を負うものとします。
3. 安全基準を充たしていないパスワードを使う利用者については、利用者に通知することなくユーザ ID を停止することがあります。
4. 利用者が前項の「5.2 禁止される行為」により故意に本学のサービスを運用停止もしくはそれに近い状態に至らせた場合、本学がこれにより被る損害に相当する賠償を請求することがあります。

5.4 利用資格の消滅等

以下の場合に利用資格は、失効します。

1. 定められた利用期間が満了したとき
 2. 利用者によって失効申請がなされたとき
- 失効の場合は、当該ユーザ ID はシステムより削除されます。

以下の場合に利用資格は、停止されます。

1. 本学が定める規則に違反したとき
2. システム管理上の理由により止むを得ず停止させざるをえない場合
停止処分の場合、その理由となる要因がなくなった時点で、利用資格を回復することが可能です。

以下の場合に利用資格は、取り消されます。

1. 本学が定める規則に違反したとき
取り消しの場合、当該ユーザ ID はシステムより削除されます。

6. 本学の責任免責および経費の負担

6.1 免責

本学におけるネットワークの利用は、基本的に自己の責任に基づくものとし、以下の事項について大学は責任を負いません。

1. 天災、テロなどの不慮の事故、システム管理上の予測できない事故によるネットワークの停止、データの損失について、大学はいかなる責任も負わないものとします。
2. 本学のインターネット接続サービス、利用者が提供するサービス、またはそれらを通じて他のネットワークサービスを利用することにより発生した一切の損害について、大学はいかなる責任も負わないものとします。

6.2 経費の負担

6.2.1 学内施設からの利用

学内施設からのインターネットの利用について、課金制度は設けておりません。

6.2.2 学外からの利用

自宅などから ISP(インターネットサービスプロバイダ：インターネット接続を業務とするネットワーク会社)と契約し、本学の提供する各種サービスを利用しようとする場合、自宅から本学までのネットワーク経路の経費については利用者の負担となります。

7. 著作権などの知的財産権について

参考文献：内田春康＝横山経通・インターネット法（商事法務研究会・1997年）

岡本薫・著作権の考え方（岩波新書・2003年）

他人が持っているバイクを勝手に使ったり、他人の土地を勝手に占拠して小屋を建てたりすることが許されないのは誰にも分かります。そのバイクや土地には、それを持っている人に「所有権」という権利があり、そのバイクや土地を勝手に使用する行為は、所有権を侵害することになるからです。実は、バイクや土地のように形のある物のほかにも、無形の物——たとえば、文章、絵画、音楽、写真、マーク、アイデアなど——も権利の対象となるのです。この権利が、著作権とか特許権とか商標権といわれるもので、「知的財産権」と総称されます。

このうち「著作権」を例に挙げてお話をしましょう。たとえば、音楽の入った CD を買って、それをカセットテープに録音して、勝手に販売することはその CD を作った様々の人たちの権利を侵害することになります。つまり、詞や曲を作った人、それを演奏した人、それを CD にして販売した人たちです。その CD は、それらの人々が創意工夫し、また資産を投じて作り出されたものであり、その意味での財産的価値を持っています。その財産的価値を保護する権利が著作権という権利なのです。同じことは、雑誌をコピーしてそれを販売するような場合にもいえます。このあたりのことは、皆さんも常識的に知っているでしょう。

ところで、我々がインターネットを利用するようになると、簡単に情報を発信できるようになります。Web ページの開設、電子メールの利用がその例です。そこで、Web ページを開設するときにも、上に述べた著作権などの他人の知的財産権を侵害しないよう注意しなければ

ばなりません。本学のインターネット環境を営利目的のために使用することは禁止されていますので、他人の作った著作物をネット上で販売することが許されないのはいうまでもありません。しかし、営利目的でなくても他人の著作物を許可なく Web ページに掲載する、あるいはダウンロード可能な状態にすることは許されません。サーバに転送可能な形で配置すなわちアップロードすることは、「自動公衆送信可能化権」として著作権の内容になっており、無断で他人の著作物を複製し、Web ページに掲載することは、著作権者の「複製権」（著作権法 21 条）「公衆送信権」および「自動公衆送信可能化権」（同 23 条）の侵害にあたります。他人の著作物を複製する（コピーを作成する）ことは、自分一人あるいは家族やそれに類する特定少数の範囲で本・雑誌を読む、ビデオを観る、CD を聴くなどの「私的使用」（同 30 条 1 項）の目的で行う場合に限り許されます。これに対して、Web ページへの掲載は、不特定多数が見ることになるため、私的使用には当たりません。電子メールで特定の少人数間で他人の著作物の複製を転送することは、コンピュータソフトウェアなど利用許諾契約によって禁止されている場合を除き、許されますが、メーリングリストなどでメンバーが特定されていても多数の人に送る行為は、許容範囲ではありません。どの程度の人数から多数といえるかは、事例によってもこととなりますが、20～30 名で多数と認定される場合もあります。

次に、もう少し具体的に著作権など知的財産権についてみていきましょう。ここで挙げる例は一部に過ぎません。著作権については、技術の進歩とともに法律、法律の解釈、判例も変わっていきます。基本的に自分の創造したもの以外は、他人に権利があり、それらを尊重し、その利用には慎重を要するというのを忘れないでください。他人の著作物を利用したい場合は、利用に際しての規約・注意事項などを確認し、違反しないように注意するとともに、不安がある場合は著作権者に確認しましょう。

1. 著作権フリーの Web ページ作成用素材（イラスト、写真など）集

著作権フリーといっても、著作権が放棄されたわけではなく、Web ページの作成に利用する範囲では、個別に許可を得なくても利用できるということです。個別の許可なく利用できる範囲は、素材集に記載されていることが多いので、最初に確認しておきましょう。この範囲を超える利用は著作権侵害になります。また、Web ページの作成に利用した場合は、ページのどこかにその旨を記載しておくのがマナーです。

2. 写真

他人に著作権がある写真を利用するには、著作権者の承諾が必要です。しかし、証明書の肖像写真のような創作性のないものには著作物性は認められないので著作権者の承諾は不要です。ただし、肖像権やパブリシティ権（有名人の氏名肖像による顧客吸引力のもつ経済的利益及び価値を排他的に支配する権利）の問題は別ですから注意が必要です。

3. 音楽

音楽に関する著作権については、社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）や社団法人日本レコード協会（RIAJ）などが著作権管理の活動を行っています。音楽や歌詞を利用する際には、これらの団体（主として JASRAC）の許諾を得る必要があります。

4. 新聞雑誌の記事

単なる事実の伝達に過ぎない報道は創作性がなく著作権で保護される著作物ではないのでそのまま利用できますが、大抵の新聞雑誌の記事は、事実の報道以外にも意見や評価が含まれていて、創作性が認められますので、著作物となり、そのまま Web ページには掲載できません。

しかし、そのような記事でも事実の部分には創作性が無いので、その事実を自分の言葉で表現して Web ページに掲載するのは構いません。

5. 一般に公開されている美術品・建築物

絵画や彫刻などの美術品には著作権があり、勝手に写真を撮って Web ページに掲載することはできません（複製権：著作権法 21 条、自動公衆送信権：同 23 条 1 項）。しかし、街路や公園などの入場に制限の無い屋外に常時展示されている彫刻などの美術品については、それを写真に撮影するなどによって Web ページに掲載することが認められています。また、芸術的な建築物にも著作権が認められますが、建築物については、その写真を Web ページなどに掲載することは基本的に認められています（同 46 条）。

ただし、このような場合でも、原則として当該美術品または建築物の著作者名を表示する必要があります（氏名表示権：同 19 条 1 項）。もっとも、著名な美術品、建築物であり、一般に写真を見れば著作権者を知らうる場合や、旅行のスナップ写真の背景に写っている程度であれば、著作権者の創作者であることを主張する利益を侵害するおそれがないと認められますので、表示を省略できます（同 19 条 3 項）。

著作権の生じないごく普通の建築物（ビルや住宅）や、著作権の保護期間が経過している美術品・建築物については、著作者名の表示も必要ありません。

※テーマパーク内の建物など当該建物の管理者による撮影および写真の公開方法に関する注意事項が定められている場合には、その指示にしたがわなければなりません。

6. マンガやアニメのキャラクター

マンガやアニメのキャラクターにも著作者の著作権が及ぶと考えられているので、許可なく使用することはできません。マンガなどは方法を問わずパソコンに取り込んで Web ページに無断で掲載できないのは当然です。しかし、そのキャラクターに似せて自分で描いたものを許可なく掲載する場合も、たとえ本物とそれほど似ていなくても、明らかに元になったキャラクターが分かる限り著作権侵害になるとされています。

7. 引 用

公表された著作物は、公正な慣行にしたがった引用により利用することができますが、報道、研究、批評その他の目的上正当な範囲で行わなければなりません（著作権法 32 条 1 項）。引用に際しては、著作物の出所を明示する慣行があるときはそれを明示しなければならず、出所の明示により著作者名が明らかになる場合や著作物に著作者名が無い場合を除き、その著作物に表示されている著作者名を示さなければなりません。公正な慣行にしたがった引用とは以下のようなものをいいます。

- ①カギ括弧（「」）などを使い引用部分を自作部分と明確に区別していること
- ②自作の部分と引用した部分との間に「主従関係」があること（自作部分が主で引用が従でなければならない。大部分が他人の著作の一部を抜き出したものの寄せ集めで構成され、自分の文章が付け足しに過ぎないような場合はもはや引用とはいえません。）
- ③研究や批評の対象とする著作物や、自分の主張の根拠となる先行研究など「正当な目的」の範囲内であること
- ④当該部分を引用する「必然性」があること
- ⑤出所を明示すること

8. 氏名権・肖像権

他人の氏名権、肖像権を侵害しないように注意しましょう。他人の名前を偽って称したり、勝手に広告などに使用するのはいずれも氏名権の侵害になります。使用する場合は、承諾を受けるのが無難です。

著作物でない他人の所有物の映像・写真（例：他人の持っている自動車の写真）を利用することは、法的には問題がないのが基本ですが、慎重を要します（被写体が高価又は珍しいものである場合など）。

9. 商標権

商標とは、商品やサービスの提供者が自己の商品・サービスのために使用するため登録している文字・図形・記号等またはそれらの組み合わせと色彩の結合でトレードマーク、サービスマークと呼ばれる企業のロゴマークなどです（商標法2条1項）。登録された商標の使用者には、無断で当該商標や類似の商標を営利目的に使用されない権利が生じます。したがって、Web ページに、自己の商品またはサービスに関する広告等のために他人の商標を無断で使用することはできません。

もっとも、本学では営利目的の Web ページ作成を禁止していますので、他人の商標を自己の商標（商品やサービスを象徴するマーク）として使用することはそもそもできませんが、個人で契約しているプロバイダなどでも無断使用はできません。

また、営利目的の使用でなくても、他人の商標を安易に Web ページで壁紙その他の装飾として使用することは慎みましょう。

10. リンク

基本的にリンクを貼る行為は、自由にできると考えて結構です。ただし、他人の Web ページを自分の Web ページのフレーム内に表示させ、自分の Web ページの一部であるかのように見せる貼り方は、著作権侵害となるおそれがあります。また、他人の著作権を侵害している Web ページやファイルにリンクを貼ることによって、侵害を助長することは慎みましょう。

- ・著作権についてもっと知りたい時は、下記の Web サイトが参考になります。

「社団法人 著作権情報センター (CRIC)」 <http://www.cric.or.jp/index.html>

「財団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)」 <http://www.jasrac.or.jp/>

「社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会」 著作権・プライバシー相談室
<http://www.askaccs.ne.jp/>

情報倫理 Q & A

今日、コンピュータやインターネットは、私たちの日常生活、学習・研究活動に欠かせないものとなっています。しかし、技術の発達はそれまで考えられなかったような問題を引き起こすこともあります。

以下では、過去に本学で起きた事例をもとに、法令違反あるいは本学のコンピュータおよびインターネットガイドラインの禁止事項に違反するおそれのある行為を未然に防ぐため、いくつかの事例を Q&A 形式で紹介します。**情報倫理の性質上、本学のコンピュータおよびインターネットの利用だけでなく、自宅のパソコンおよびインターネット利用に関する注意も含まれます。**違反行為の内容によっては、ユーザ ID の使用停止や本学の懲戒処分（謹慎、停学など）を受けるほか、権利を侵害された被害者から多額の損害賠償金を請求されたり、罰金・懲役など刑罰を科されたりすることもありますので、よく読んでルールを守って利用してください。

事例 1 音楽データ（MP3 ファイル等）の所持

Q1：大学のコンピュータで勉強しながら、あるいは休み時間などに音楽を楽しみたいのですが、問題がありますか？

A1：CDには製作・販売会社、収録されている曲の作詞家・作曲家、演奏者、歌手などさまざまな関係者の著作権があります。CDを購入し、聞いて楽しむのは、もちろん自由にできます。しかし、CDに収録されている音楽をこれらの著作権者に無断で複製したり、他人に配布したり、インターネットで公開したりすることは、著作権の侵害になる場合がありますので、注意が必要です。具体的事例ごとにみてみましょう。

1) CDを持ってきてパソコンで再生する場合

自分で購入したCDやレンタルしたCDを再生して聴くのは著作権侵害にはなりません。ただし、大学のコンピュータは本来学習目的で使用するためのものですから、節度をもった利用を心がけなければなりません。また、自習している周りの人に迷惑をかけないように気をつけましょう。

2) CDから作成した音楽データ（MP3など）をホームディレクトリに所持する場合

自分で購入したCDをCD-Rなどで複製したり、音楽データを自分のパソコンで作成したりすることは、著作権法上、自分ひとりで楽しむためや、家族など限定された範囲で楽しむ目的のみ著作権者の許諾を得ずに行うことができます（私的使用目的の複製：著作権法30条1項）。ただし、著作権保護技術により、パソコンでコピーを作ることができないCCCD（Copy Control CD）などから、著作権保護のための技術的保護手段を回避（除去または改変）してCDの複製や音楽データを作成することは著作権を侵害することになります（同30条1項2号）。

また、私的使用目的の範囲で作成した音楽データであっても、大学の共用コンピュータ上に所持することは、教育研究目的に必要と認められる場合を除き認められません。大学のコンピュータは教育研究目的のために使用すべきものであり、通常音楽データはこの目的上必要ないこと、著作権法上問題のあるデータと私的使用の範囲にとどまるデータとの区別が困難であること、データを再配布し著作権侵害行為につながるおそれが高いこと、パソコン上に所持しなくても各自のポータブル機器で聴くことが可能であること、などが理由です。

3) 音楽データを自分のホームページから再生できる状態にする場合

私的使用といえる範囲を超えて、ファイルをたくさんの友人、クラブやサークルのメンバー、ゼミ仲間などにコピーして配布する行為や、自分の Web ページにアップロードする（個人向け Web ディレクトリ：cc 環境なら public_html 以下のディレクトリに置く）行為は、著作権者の複製権、公衆送信権、自動公衆送信可能化権を侵害するおそれがあります（著作権法 21 条、23 条 1 項）。**音楽データではなく、歌詞を Web ページ上に掲載することも著作権者に無断ではできません。**本学のインターネットガイドラインとして著作権侵害のおそれのある行為は禁止されていますので、このような行為をしないよう注意してください。このことは、大学のユーザ ID で作成する Web ページに限りません。

4) Web ページで公開されている音楽データをダウンロードする場合

音楽の著作権者が試聴用に提供している場合であれば構いませんが、著作権を侵害する行為によって音楽データ（MP3、MIDI などの形式）を公開している Web ページからデータをダウンロードすることは、本学のインターネットガイドラインとして禁止します。著作権法上は、事情を知りつつこのようなデータを不特定または多数の人に配布するような行為（頒布）や、頒布の目的で所持する行為を著作権侵害とみなしています（著作権法 113 条 1 項 2 号）。著作権侵害行為によって公開されているデータと知りながらダウンロードし所持する行為は、**それをさらに他者へ配布するなど著作権侵害へとつながる危険性があるためです。**

※ パソコンで音楽を楽しみたい場合、音楽配信サイトから自分が個人で使うパソコンに音楽データを購入してダウンロードする方法があります。このような音楽配信サイトで提供されるデータは著作権保護技術により不正コピーができないようになっていますから大学の共用コンピュータにデータをコピーしても再生できません。しかし、パソコンで聞くだけでなく、対応した機種であれば、携帯プレイヤーや携帯電話にデータを移して再生することができます。

5) ファイル交換ソフト（WinMX や Winny など）を使って、音楽ファイルを交換する場合

ファイル交換ソフトには合法的な利用方法もありますが、自分が購入した CD から作成した音楽データをインターネット上の不特定の人と交換しようとする行為は私的使用とはいえず、著作権侵害となります。自分で作曲したデータや、作曲家の死後 50 年以上経過し、著作権が消滅したクラシック音楽の譜面から自分で作成した MIDI データであれば、インターネットで配布することは問題あり

ません。しかし、クラシック音楽であっても CD から作成したデータの場合は製造販売会社や演奏者の著作権（著作隣接権といいます）が存在しますので、無断で MP3 ファイルなどの音楽データとして配布することはできません。とくに、Winny というファイル交換ソフトの場合、自分が意図しなくても、そのソフトをパソコンにインストールして起動するだけで、著作権侵害行為に加担するおそれがあります。このため、ファイル交換ソフトを本学のコンピュータで起動することは禁止します。さらに自分のパソコンであっても、ファイル交換ソフトをインストールしたり起動したりすること自体自粛しましょう。

事例 2 動画データの所持

Q2： 外国語の勉強のために大学のパソコンで外国映画を観たいのですが、問題がありますか？

A2： 映画も著作物であり、著作権があります。よって、映画等の動画データについても、音楽データと同じことが言えます。自分で購入した DVD、レンタルした DVD、テレビ放送を DVD-R 等に録画したもの等を大学のパソコンで再生すること自体は、私的使用の範囲内であれば、問題ありません。しかし、たとえ私的使用目的の範囲で作成した動画データであっても、大学の共用コンピュータ上に所持することは、教育研究目的のために必要である場合を除き、本学のインターネットガイドラインとして禁止します。音楽データの場合と同様に、著作権法上問題のあるデータと私的使用の範囲にとどまるデータとの区別が困難であり、更にはデータを再配布して著作権侵害につながるおそれが高いからです。

（ただし、自主制作した映像作品を Web ページに公開することは、著作権・肖像権等を侵害しなければ認められます。もっとも、わいせつな動画など大学の品位を汚すようなものは、一切、認められません。）

また、動画データ（RM、MOV、WMV などの形式）を著作権を侵害して公開している Web ページからデータをダウンロードすることも、禁止されています。なお、コピープロテクトを外してデジタルデータを複製することは著作権の侵害になります（著作権法 30 条 1 項 2 号）。よって、コピープロテクトが施された DVD から動画データを DVD-R 等に複製することは、たとえ私的使用の範囲内であっても、してはいけません。

事例 3 Web ページの作成・利用

Q3： Web ページを作りたいのですが、注意すべきことはありますか？

A3： 授業やクラブ・サークルの活動、ゼミ、自分の趣味などさまざまな目的で Web ページを作成することがあるでしょう。Web ページの作成については、「コ

ンピュータガイド」第1章「4.3 Webの利用」を必ず参照してください。「コンピュータガイド」のほか、「情報サービス」にも掲載しています。「情報サービス」ページの見方は、「コンピュータガイド」第2章 6.2 または 7.2 に掲載されています。

1) 作成上の一般的注意

教育研究機関である大学から発信する Web ページという自覚をもって、ふさわしい内容のページを作成してください。作成するページは公開しなければならず、パスワードによるアクセス制限をつくることは禁じられています。学術的
目的から教員の指導のもとに行われる場合は、非公開とすることが認められますが、その旨をページの中に明記する必要があります。

Web ページをつくることにより、個人が簡単に情報の発信者となることができるようになりましたが、その半面では著作権、商標権などの知的財産権や肖像権、プライバシー権など他人の権利を侵害する危険も増大します。故意にはなくても他者を傷つけたり、誤解によるトラブルを生じたりすることもありますので、表現には十分注意しましょう。

著作権等知的財産権については、「コンピュータガイド」第1章「7. 著作権などの知的財産権について」を参照してください。

2) 不適切な文書・画像・動画の所持・公開

刑法上の「わいせつ物頒布罪」等の犯罪にあたるような文書・画像（写真、グラフィック）・動画などの公開はもちろんです。たとえ犯罪には至らない程度であっても教育研究目的上不適切なわいせつ文書・画像・動画の公開は禁止します。また、わいせつなものでなくても、閲覧者が嫌悪感をいだくような文書・画像・動画も同様です。

このようなデータを Web ページからダウンロードして所持することも禁止されます。教育研究上必要ありませんし、著作権侵害行為によって公開されていることも多く、それらを自分の Web ページで公開することは、著作権侵害行為とみなされるおそれもあるため、本学のインターネット利用ルールとして、データの所持自体を禁止します。

3) 著作権侵害となる行為

他人が創作した文書、絵画、動画、美術品、プログラム、写真などには著作権があり、Web ページで利用する場合、著作権者の複製権・公衆送信権（自動公衆送信可能化権）などの著作権、公表権・氏名表示権・同一性保持権などの著作者人格権などを侵害しないよう注意する必要があります。

・録画したテレビ番組のデータを公開する

テレビ番組を DVD レコーダやパソコンで録画することは、従来のビデオテープへの録画と同様、個人で楽しむための録画（複製）の範囲でのみ著作権者の許諾なく行うことができるに過ぎません。録画データを Web ページで公開することは放送局などの著作権を侵害する行為ですので、このようなデータを大学のパソコンに所持すること自体禁止しています。

・ゲーム機のソフトやコンピュータソフトのデータを公開する

TV 番組を録画できるパソコンも普及してきましたが、従来のビデオテープへの録画と同様、個人で楽しむための録画（複製）の範囲でのみ著作権者の許諾なく行うことができるに過ぎません。録画データをホームページで公開することは放送局などの著作権を侵害する行為ですので、このようなデータを大学のコンピュータに所持すること自体禁止しています。

ゲーム機（PlayStation や Game Boy など）用のソフトはコンピュータソフトと同様に「プログラムの著作物」であり、「映画の著作物」でもあります。よって、このようなゲームソフトをカートリッジや DVD-ROM からパソコンに取り出し、そのデータを Web ページで公開したり、メールで不特定または多数の人に配布したりする行為や、そのようなデータを他に配布する目的で取得し、所持する行為は著作権侵害になります。よって、たとえ自分の購入したゲームソフトから自分で取り出したデータであっても、これを大学のパソコン上に所持することは禁止します。

また、ゲーム機用のソフトをパソコン上で遊べるようにするエミュレーターというソフトがあります。テレビゲームを大学で楽しむことは教育研究目的を逸脱する行為ですから、本学のパソコンにエミュレーターソフトをインストールしたり実行したりすることも禁止します。

同様に、コンピュータソフトについても、インストールするための複製、バックアップ目的での複製は許される他、著作権法上は、家族間や特定少数の個人の間でコピーを作成することは私的使用として許される場合があります（著作権法 30 条 1 項）。しかし、市販のコンピュータソフトには、通常、利用許諾契約の中に複製についての取り決めがありますから、当該ソフトを利用するのであれば、その取り決めにしたがわなければなりません。利用許諾契約で禁止されている場合は、家族のパソコンにインストールしたり、たった一人であっても友人にコピーを渡したりすることも著作権侵害となります。コンピュータソフトを利用する際は、まず利用許諾契約の内容を確認しましょう。

・他の Web ページなどから画像を無断で転載する

他の Web ページなどから画像を転載する場合、その画像の著作権が誰にあるのかを確認しなければなりません。例えば、ある Web ページに美しい風景や草花などの写真が掲載されていたとします。あなたが、その写真を自分の Web ページに使いたいとしても、無断で転載してはいけません。あなたが見つけた Web ページにあった写真は、そのページの作者に著作権があることが考えられます。また、写真集や他の Web ページなどから無断で転載された（著作権侵害）ものであるかもしれませんし、そのページでの使用についてのみ許諾されたものであるかもしれません。他の Web ページから画像その他のデータを転載したい場合には、必ずページの管理者や利用する著作物の著作権者に利用許諾を得るように注意しなければなりません。

4) 肖像権を侵害する行為

最近是非常に軽量・小型のデジタルカメラやカメラ付き携帯電話が普及し、気軽に写真を撮って、友人などと交換し合えるようになりました。しかし、私たち一人一人には自分の写真を無断で撮影されたり、公開されたり、その他の使用をされない権利があります（肖像権）。被写体となる人に無断で撮影したり、その写真を Web ページに掲載したりすると肖像権の侵害になります。撮影および写真の利用に際しては、原則として写っている人全員の同意を得るようにしましょう。仲間どうしで撮影した写真に知らない人が写っており、その人に連絡が取れない場合は Web ページなどで公開することは避けるべきです。

カメラ付き携帯で授業の板書を撮影する人がいるようです。大学教員にも肖像権がありますし、講義にも著作権がありますので、無断で撮影、録音したり、公開したり、講義録を作成して販売することは著作権の侵害になります。たとえ自分の復習のためであっても、授業中にカメラ付き携帯で撮影すると、周りの学生に迷惑（シャッター音など）になりますので、このような行為は禁止します。

5) Web ページや掲示板での不適切な表現

Web ページや学内・学外の掲示板で他人の個人情報（写真はもちろん氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレスなど個人を特定しうる情報はすべて）を無断で公開するなどプライバシーの侵害となるような情報を掲載することも禁止されます。

また、他人の名前を勝手に使って掲示板への書き込み（投稿）を行う、特定の個人に対する誹謗・中傷となるような書き込みを行う、掲示板やチャットでの差別的発言、人権侵害となるような発言、ストーカーやセクハラ的発言を行うなども禁止され、学生懲戒事由となります。

学外の画像投稿タイプの掲示板への不適切画像（わいせつな画像や著作権を侵害する画像）の投稿も、大学からであるかその他の場所であるかを問わず禁止します。

事例 4 不正なアクセス

Q4： ユーザ ID やパスワードの管理について気をつけなければいけないことを教えてください。

A4： どんな方法によるかを問わず、他人のユーザ ID やパスワードを盗む（不正に探知する）行為は禁止されています。また、パスワードで保護されたホームページへの侵入を試みてデータを盗んだり、他人の Web ページを書き換えたりする行為も不正アクセス禁止法 3 条 1 項で禁止されており、違反すると 1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金を科されます。

自分のユーザ ID を不正に利用されないよう、ユーザ ID の貸し借り、譲渡はしてはいけませんし、パスワードも単純すぎて容易に推測されないものを使い、定期的に変更するようにしましょう。また、パスワードをメモした紙を持ち歩いたり、Web ブラウザにパスワードを記憶させたりすることも他人にユーザ ID を不正に利用される行為を助長する危険がありますので注意しましょう。

事例 5 ファイル交換ソフトの使用

Q5： WinMX や Winny などのファイル交換ソフトを利用した人が逮捕されたと聞きましたが、これらのソフトを使うことは違法なのですか？

A5： これらのソフト自体が違法とまでは言えませんが、その利用の仕方によって、著作権を侵害することがあり、悪質な場合は損害賠償の請求を受けたり、刑事罰を科されたりします。

いわゆるファイル交換ソフトを使って、個人のパソコン間で直接ファイルを交換する場合に、注意しなければならないのは、ファイルが他人の著作物であり、交換に提供することによって著作権侵害となる場合や、著作権を侵害する行為によって作成されたファイルを交換によって入手する場合です。ここで関係する他人の著作物の具体例としては、音楽 CD から作成された MP3 ファイル等の音楽データや、パソコンソフトなどが典型的です。

MP3 ファイルの取り扱いについては、事例 1 で扱いましたので、そちらを参照してください。

Microsoft 社の Office やそれに含まれる Word、Excel、PowerPoint などの市販されているパソコンソフトも、インターネットなどで公開されているフリーウェアやシェアウェアなどのソフトも「プログラムの著作物」として著作権法上、著作権が保護されています。

フリーウェアとされるものは、著作権を放棄しているわけではなく、多くの人に使ってもらい、その使用レポートなどのフィードバックによって改良を図るなどの目的で、無料で配布されているものがほとんどです。

著作権法 30 条 1 項では、私的使用目的の複製を認めていることは事例 1 でも述べました。さらに、著作権法 47 条の 2 は、プログラムの著作物について、自分で利用するために必要な限度内で複製したり（パソコンへのインストールも複製にあたります）、改良したりすることを認めています。フリーウェアについては、作者が指定した方法であれば、個別に許可を得なくても複製・再配布することができる点で、著作権法よりも利用者の自由度が拡大されているといえます。

これに対して、市販のソフトの場合は、ユーザマニュアルなどに利用許諾契約が記載されていることがほとんどです。パソコンへのインストール時にこの契約への同意を確認されることもあります。この契約中には、プログラムの複製やインストールできるパソコンの台数等についての制限が含まれています。たいていのソフトでは、著作権法上は私的使用目的といえる範囲の複製にあたるような家族のパソコンにもインストールすることや、特定の友人にのみコピーを渡すような行為も禁止しています。著作権法よりも利用者の自由度を制限するこのような許諾契約も法律上は有効ですから、利用者はしたがわなければならない、これに違反すると著作権侵害として損害賠償を請求されたり、刑事罰（懲役または罰金）を科されたりすることがあります。

コンピュータソフトの利用に際しては、どんな範囲で利用、複製ができるのか、まず利用許諾契約の内容をしっかりと読んで確認する必要があります。

WinMX や Winny などのいわゆるファイル交換ソフトを使って著作権侵害となる行為によって提供されているファイルをダウンロードすることについては、事例 1 の 5) でも述べたように、著作権侵害のおそれがあります。とりわけ、Winny は自分自身の操作と関係なく、自動的に他の Winny 利用者のファイル交換作業の中継を行います。その結果、ファイルの複製が残り、第三者がアクセス可能になるように作られています。すなわち自ら積極的に行う場合だけでなく、起動しているだけで意図せず著作権侵害となるファイルを交換に提供することになり、著作権侵害に加担することになります。音楽データについての箇所でも述べたように、ファイル交換ソフトを本学のコンピュータで起動することは禁止します。さらに自分のパソコンであっても、ファイル交換ソフトをインストールしたり起動したりすること自体自粛し、著作権侵害またはそのおそれのある行為をしないよう注意してください。

第2章 情報処理教室を使う

1. cc 環境について

情報処理教室などのコンピュータやプリンタは情報センターが運用し、京都産業大学の教員、学生に提供しています。

そのコンピュータ環境を「**cc 環境**」と呼んでいます。

1.1 大学の情報処理教室の構成

コンピュータを利用した授業や自習のため、次の3つに分類して学内に情報処理教室を設置しています。

- ・ 10号館を中核とした全学共通の情報教育に使用される教室
- ・ 各号館に設置された、学生の自習利用に使用される教室
- ・ 各号館に設置された、学部・学科の専門教育に高度に特化し、学部・学科で運用管理される教室

図に示すと、以下のようにピラミット状に構成されています。



各情報処理教室には、次ページの一覧に示すコンピュータが設置されています。

情報処理教室の一覧

名 称	場 所	O S	台数	所 管
学部・学科専用設備				
31 情報処理教室	3号館2階	Windows/Linux	45台	外国語学部事務室
第2LL教室	3号館4階	Windows/Linux	42台	外国語学部事務室
41 メディア演習室	4号館1階	Windows/Linux	35台	法学系事務室
5202 情報処理教室	5号館2階	Windows/Linux	40台	経営学部事務室
10401CALL教室	10号館4階	Windows	50台	全学共通教育センター
11202CALL教室	11号館2階	Windows/Linux	62台	文化学部事務室
11203 オープンパソコソルム	11号館2階	Windows/Linux	32台	文化学部事務室
C1 情報処理教室	情報技術実験室棟2階	Windows/Linux	35台	理学部事務室
C2 情報処理教室	情報技術実験室棟3階	Linux	55台	理学部事務室
全学部共同設備（所管は情報センターです）				
10201 情報処理教室	10号館2階	Windows/Linux	89台+予備5台	
10202 情報処理教室	10号館2階	Windows/Linux	104台+予備5台	
10203 情報処理教室	10号館2階	Windows/Linux	47台+予備2台	
10204 情報処理教室	10号館2階	Windows/Linux	47台+予備2台	
10205 情報処理教室	10号館2階	Windows/Linux	47台+予備2台	
10206 情報処理教室	10号館2階	Windows/Linux	47台+予備2台	
10301 情報処理教室	10号館3階	Windows/Linux	61台+予備3台	
10302 情報処理教室	10号館3階	Windows/Linux	89台+予備5台	
10303 情報処理教室	10号館3階	Windows/Linux	47台+予備2台	
11 情報処理教室	1号館2階	Windows/Linux	91台	
教材・コンテンツ制作室	10号館4階	コンテンツ作成専用	12台(Windows)	
オープンパソコンルーム・パソコン室（所管は情報センターです）				
32 オープンパソコソルム	3号館1階	Windows/Linux	91台	
5201 オープンパソコソルム	5号館2階	Windows/Linux	41台	
12302 オープンパソコソルム	12号館3階	Windows/Linux	41台	
パソコン室	中央図書館1階	Windows/Linux	49台	

情報処理教室の設備を利用する前には、この「コンピュータガイド」を一読しておいてください。また、机や電灯、空調などの部屋の設備についての連絡、相談はその教室を管理する所管の事務室をお願いします。

コンピュータの操作の質問や動作不良などについての連絡、相談は10号館3階 情報センター・メインカウンターまでお願いします。

1.2 情報処理教室の利用時間と禁止事項

1.2.1 利用時間

情報処理教室は、教室ごとに利用可能時間が異なりますので注意してください。

通常時の開室時間は、以下の表の通りです。

	平日	土曜日	学休期間
全学部共同設備	8:45～20:00	8:45～17:00	8:45～16:30
オープンパソコンルーム	8:45～18:15	8:45～12:00	(閉室)
図書館パソコン室	図書館開館時間		
学部・学科専用設備	所管の事務室にお問い合わせください		

情報処理教室の利用は授業が最優先されますが、授業のない時間帯は研究や自習として自由に利用できます。

全学部共同設備の情報処理教室では、自習指定教室として指示されている教室を利用してください。

オープンパソコンルーム及び学部・学科専用設備では、各建物の掲示板で「情報処理教室利用時間割表」や補講掲示等で授業有無を確認のうえ、利用してください。

なお、日曜日・祝日、夏季一斉休業期間および年末年始期間は利用できません。その他、保守等によるシステム停止日、清掃等による閉室日は、その都度掲示でお知らせします。

1.2.2 禁止事項

教員や学生が共同で使用する設備である以上、利用者には最低限のルールを守ってもらわなければなりません。禁止事項は他にもありますが、以下にあげる項目は特に禁止されています。厳守してください。

違反者には情報センターによる注意や、利用資格を停止することがあります。

- ・情報処理教室内での飲食・喫煙
- ・情報処理教室内での携帯電話等の利用
- ・ソフトウェアのインストール、持ち出し

1.3 情報処理教室に入るためには

情報処理教室に入るためには、学生証が必要になります。教室の前には次ページのようなゲートチェッカーが設けられ、そこに学生証を通すことにより開錠され入室可能になります。

図 2-1 に 10 号館 3 階南側入口の概観図とゲートチェッカーの拡大写真を示します。他の教室も多少違いますが同様のシステムになっています。



右：情報処理教室入口
左：ゲートチェッカー

図 2-1

2. ユーザ ID とパスワード

普通コンピュータというとほとんどの人がパーソナルコンピュータ、いわゆるパソコンのことを思い浮かべるでしょう。

パソコンは名前が示すとおり、一人で使うように作られているコンピュータです。それに対して「みんなで使うコンピュータ」もあるのです。

みんなで使うコンピュータは、利用するとき利用者が利用資格を持っていることを確認します。具体的には「ユーザ ID」と「パスワード」の入力を求めてきます。ユーザ ID はコンピュータの世界でのあなたの名前です。

ユーザ ID とパスワードはそれぞれ以下のとおりです。

ユーザ ID：学生証番号の先頭に g をつけたもの。123456 という番号なら g123456
(大学院生の場合は、先頭に i をつけたものとなります)

パスワード：学生証と同時に配布された紙に書かれています。

なお、ユーザ ID は一度だけ変更することができます。変更方法は、本学 Web ページの「情報サービス」のページに記載しています。「情報サービス」のページの見方については、第 2 章 6.2 もしくは 7.2 を参照してください。

※パスワードについて

ユーザ ID を入力するだけでコンピュータを利用できてしまうと、第三者があなたのユーザ ID を使ってコンピュータを悪用するかもしれません。それでは困るので、ユーザ ID にはそれぞれ「パスワード」がつけられています。正しいユーザ ID とパスワードの組み合わせを入力して初めてコンピュータが使えます。キャッシュカードと暗証番号のようなものと考えてください。

パスワードは覚えておくことが理想ですが、初期パスワードは覚えるのが難しい文字列に設定されています。受講科目によっては最初の授業で必要としますので、「コンピュータ利用時のユーザ ID について」の紙は必ず携行してください。忘れないように財布の中に入れておくといいかもしれません。

また、パスワードは何度でもあなた自身で変更できます。第 1 章 3.2～3.4 で記したとおり、安全性の面からも月に 1 回程度、変更するのが好ましいでしょう。変更方法は、本学 Web ページの「情報サービス」のページに記載しています。「情報サービス」のページの見方については、第 2 章 6.2 もしくは 7.2 を参照してください。

もしパスワードを忘れてしまった場合は、10 号館 3 階 情報センター・メインカウンターに行き、パスワード再発行を申請する必要があります(再発行の申請を行う場合は学生証が必要です。学生証がない場合は発行できませんので注意してください)。

3. サポートについて

コンピュータを使用しているうちに、「急に動かなくなった」、「見たことがないメッセージが表示された」、「印刷をしようとするがうまく動かない」といったトラブルや、「この部分の操作方法がわからない」、「この機械はどのように使うのだろう」といった疑問点が出てくるかもしれません。

そのような場合に備え、情報センターではさまざまなサポート体制をとっています。

3.1 補助員制度を活用する

2005 年 3 月現在、学内のコンピュータ設備に関して主に 2 種類（他にも各学部などで運用している補助員制度もありますが、ここでは省略します）の学生アルバイトによる補助員制度があります。

利用者からは「コンピュータのことを教えてくれる人」として同じように見えますが、実はそれぞれ役割が違います。

・計算機運用補助員

cc 環境の情報処理教室を担当しています。消耗品の交換や、トラブル対応が主な仕事です。授業に関する質問にはお答えしかねます。内線 2578 による電話の応対も行っています。愛称を MiCS(ミックス)補助員といいます。

・ コンピュータ基礎実習補助員

コンピュータ基礎実習の受講者をサポートする、授業時間中限定のアドバイザーです。コンピュータ基礎実習に関する質問を担当しています。それ以外の質問にはお答えしかねます。

まずは部屋の中で補助員の人を探してください。京都産業大学の黄色い腕章もしくは名札をつけていますので、それを目印に探すといいでしょう。個人の顔を目印に探さないでください。補助員の人を見つけてもその人が担当時間でないかもしれないからです。担当時間でなければその人のプライベートな時間です。補助員として頼るのはご遠慮ください。

部屋に補助員が見当たらない時は情報処理教室でかつ対応時間内であれば備え付けの内線電話から 2578 で連絡がつきます。利用している部屋の名前、コンピュータの番号、状況を伝えて対応策を聞いてください。

勤務時間外など電話が使えない時もあります。そんな時でも、コンピュータの電源を切ったりしてはいけません。故障の原因となります。周りの人に頼るなどして解決を試みてください。

それぞれ補助員の主な勤務は次のようになります。全学休講日や長期休暇中、授業の有無などによって一部例外もあります。ご注意ください。

補助員によるサポート時間帯は以下の通りです。

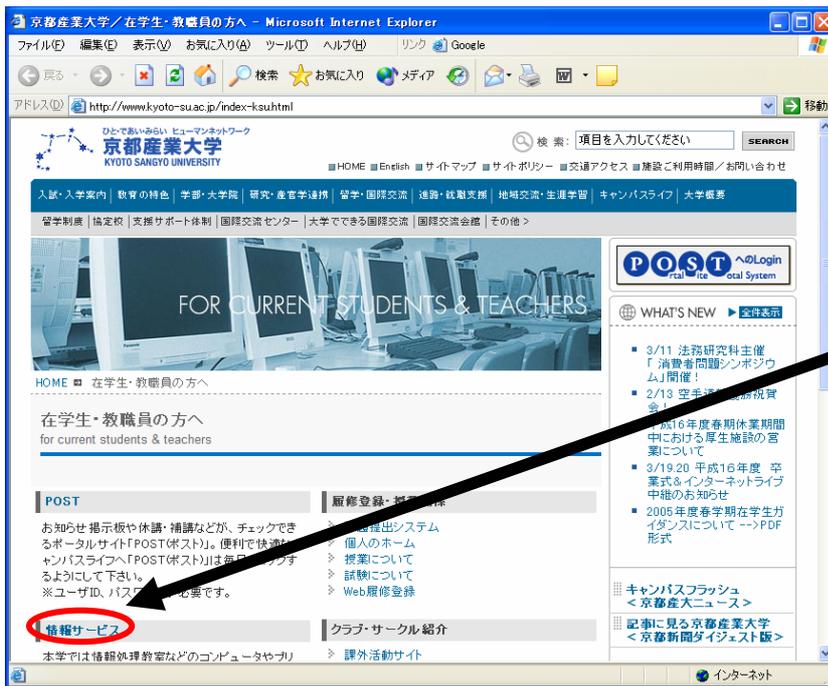
アルバイトの種類	期間	時間帯
計算法運用補助員(MiCS 補助員)	授業期間平日	8:45 - 20:00
	授業期間土曜	8:45 - 17:00
	長期休暇期間	8:45 - 16:30
コンピュータ基礎実習補助員	授業期間	授業実施時間

3.2 「cc 環境 BBS」に質問する

情報センターでは、補助員制度以外にも、利用者同士のコミュニケーションを活性化するツールとして「cc 環境 BBS」を用意しています。この中の「質問 BBS」では、利用者の質問に対していろいろな人が解決への道筋を教えてくれるでしょう。

◆ 「cc 環境 BBS」へのアクセス方法

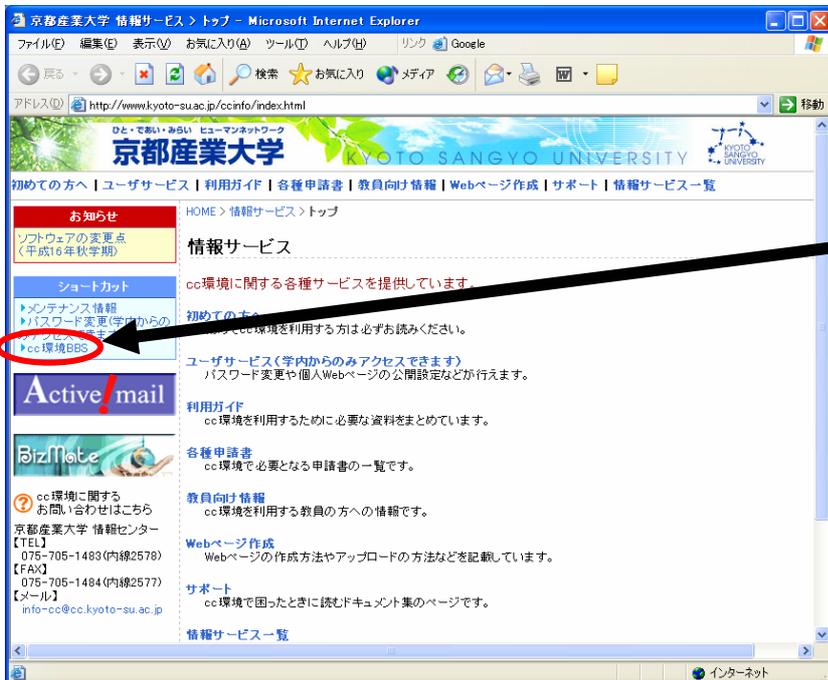
本学の学内トップページ (<http://www.kyoto-su.ac.jp/index-ksu.html>) より「情報サービス」をクリックします (図 3-1)。



ここにマウスポインタをあわせ(マウスポインタが \rightarrow から \rightarrow に変わります)、クリックします。

図 3-1

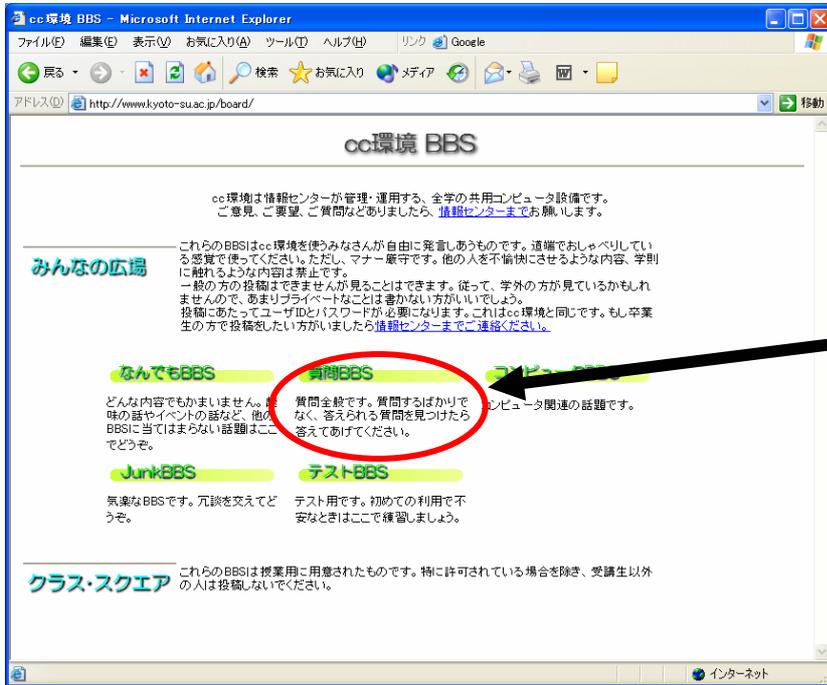
「情報サービス」ページ内にある「cc 環境 BBS」をクリックします (図 3-2)。



その中の「cc環境BBS」の項目をクリックします。

図 3-2

すると、次に示すような cc 環境 BBS のページが表示されます (図 3-3)。



「質問BBS」の項目をクリックします。

図 3-3

「質問 BBS」に質問をしてみてください。

- ※ 質問に対して返答があった場合、お礼を述べるようにしましょう。それが、教えてくれた人へのマナーです。

4. 機器構成と電源の位置

4.1 10号館情報処理教室・11号館情報処理教室

10号館情報処理教室に設置されているコンピュータは、以下のような構成になっております（図4-1-1）。液晶モニタの上部に取り付けられている装置は、多地点音声・映像通信システム（BizMate）などで利用する CCD カメラです。



図 4-1-1

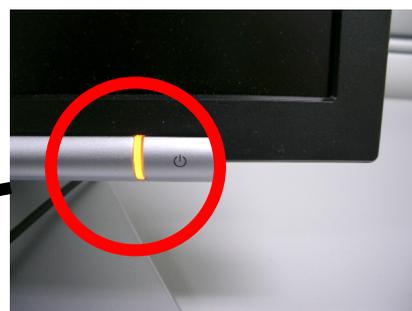


図 4-1-2

左：モニタとキーボード、マウス
右：電源パイロットランプ部分の拡大写真

コンピュータの電源を入れる時は、モニタの画面の下にある電源パイロットランプ（図4-1-2）がオレンジ色に光っていることを確認し、下に示したコンピュータ本体の電源ボタン（図4-1-3）を押してください。ランプが光っていない場合はモニタの電源が切れているので、モニタ右下前面の電源スイッチを確認してください。

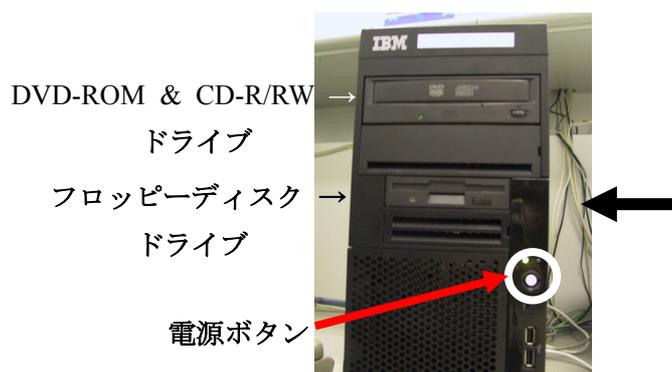


図 4-1-3

左：各ドライブ・電源ボタン拡大写真
右：コンピュータ本体



図 4-1-4

また、コンピュータ本体には DVD-ROM ドライブやフロッピーのディスクドライブ補助記憶装置を内蔵しており、各装置は上の図に示したとおり配置しております（図4-1-3）。

4.2 オープンパソコンルーム

オープンパソコンルームに設置されているコンピュータは、以下のような構成になっています（図 4-2-1）。液晶モニタの上部に取り付けられている装置は多地点音声・映像通信システム（BizMate）などで利用する CCD カメラです。



図 4-2-1



図 4-2-2

左：モニタとキーボード、マウス
右：電源パイロットランプ部分の拡大写真

コンピュータの電源を入れる時は、モニタの画面の下にある電源パイロットランプ（図 4-2-2）がオレンジ色に光っていることを確認し、下に示したコンピュータ本体の電源ボタンを押してください（図 4-2-3）。ランプが光っていない場合はモニタの電源が切れていますので、モニタ右下前面の電源スイッチを確認してください。



図 4-2-3

左：各ドライブ・電源ボタン拡大写真
右：コンピュータ本体

図 4-2-4

また、コンピュータ本体には CD-ROM ドライブやフロッピーディスクドライブの補助記憶装置を内蔵しており、各装置は上の図 4-2-3 に示したとおり配置しております。MO のメディアとフロッピーのメディアは 3.5 インチと同じ大きさをしており、間違えてメディアを挿入すると装置を破損してしまい使えなくなりますので、メディアを挿入する際はよく確認してください。

4.3 USB ポートの使用について

10号館情報処理教室をはじめとする一部情報処理教室ではUSBポートが使えるように設定しています。そのような情報処理教室では、図4-3-1（ディスプレイ横ボックス）もしくは図4-3-2（接続ケーブル）のようにディスプレイの付近にUSB接続口を設置しています。
※コンピュータ本体のUSBポートは使用しないでください。



図 4-3-1



図 4-3-2

USBポートは、主にUSBフラッシュメモリのファイル読み書きや、デジタルカメラの記録媒体で使用されているコンパクトフラッシュ・SDメモリカード等のファイルや画像データ等を、USBメモリカードリーダーを用いて扱う際に使用します。

なお、cc環境ではWindows XPの標準ドライバで自動認識されないUSBデバイス（機器）は使用できないように設定しています。Windows XPの標準ドライバで自動認識されるかどうかは、使用するUSBデバイスの取扱説明書もしくはメーカーのWebページを確認してください。

USBメモリデバイスの使い方について（Windows編）

まず、本学のWindows環境において自分のユーザIDでログインします。そして、USBフラッシュメモリもしくはUSBメモリカードリーダー（以下、「USBデバイス」と表記します）を図4-3-1もしくは図4-3-2に示したUSBポートに接続します。

すると、画面右下のタスクトレイに図4-3-3に示す表示が出ます。

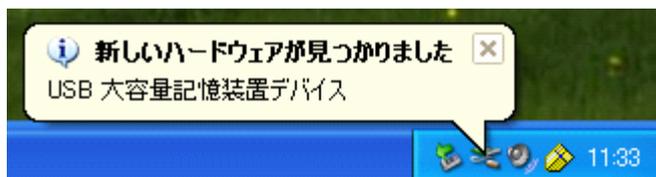


図 4-3-3

「新しいハードウェアが見つかりました」の表示が出てきた後に（注）、「マイコンピュータ」の中の「リムーバブル記憶域があるデバイス」の欄にドライブ名と共にリムーバブル

ルディスクのアイコン（図 4-3-4）が表示されます。それをダブルクリックし、ファイルや画像データ等を扱ってください。

なお、ドライブ名やドライブレター（以下では「F:」の表示）はお使いの環境や使用デバイスにより違う場合があります。

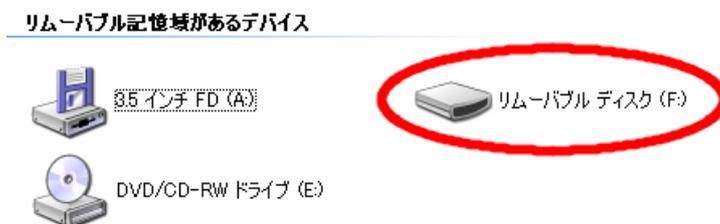


図 4-3-4

注：図 4-3-3 のメッセージは、コンピュータによっては出ない場合がありますが、「マイ コンピュータ」の中の「リムーバブル記憶域があるデバイス」の欄にアイコンが正しく表示されていれば使用可能です。

USB デバイスの取り外し方

USB ポートから USB デバイスを取り外す際は、画面右下のタスクトレイにある  のアイコンをクリックし、「USB 大容量記憶装置デバイス - ドライブ(F:)を安全に取り外します」を選んでクリックしてください（図 4-3-5）。



図 4-3-5

「'USB 大容量記憶装置デバイス'は安全に取り外すことができます。」と表示された後、USB ポートから USB デバイスを取り外してください（図 4-3-6）。上記の手順を踏まずに USB デバイスを取り外すと、中のファイルが壊れる可能性がありますのでご注意ください。

また、取り外す時には、コネクタ部分をしっかり支えながら行ってください。不安定な状態で取り外すと、コネクタが壊れたりケーブルが断線したりするなど、故障の原因となります。

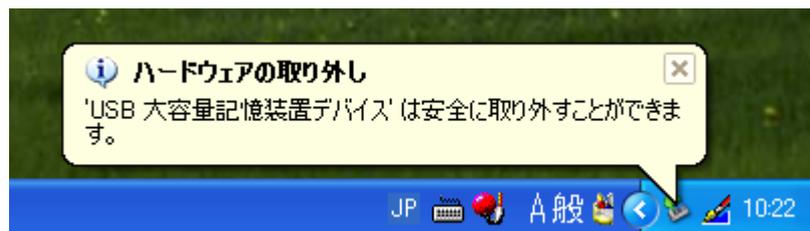


図 4-3-6

USB メモリデバイスの使い方について (Linux 編)

Windows 環境だけではなく Linux 環境でも USB フラッシュメモリまたは USB メモリカードリーダー (以下、「USB デバイス」と表記します) の使用が可能です。

本学の Linux 環境にログイン後、USB デバイスを USB ポートに接続します。接続後、デスクトップで右クリックして表示されるメニューから「ディスク」を選択し、その中の「usb」を選択してください(図 4-3-7)。

USB デバイスが認識されると、図4-3-8 のように表示されます。これでUSBデバイスが利用できるようになりました。USBデバイス内に記録されたファイルはディレクトリ /mnt/usb 配下に配置されていますから、必要なファイルにアクセスしてください。

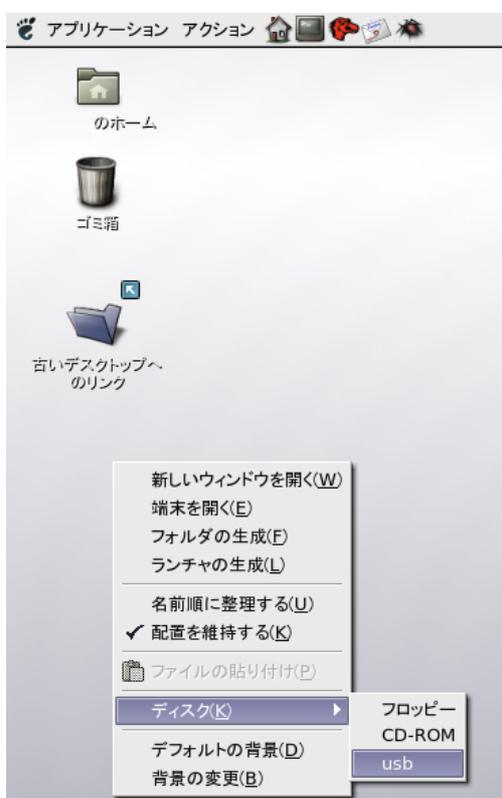


図 4-3-7



図 4-3-8

USB デバイスの取り外し方

Linux 上でUSB デバイスを取り外す際には、まず /mnt/usb ディレクトリ配下のファイルにアクセスしているプログラムを終了し、また、カレントディレクトリを /mnt/usb 配下のディレクトリに移している場合には、他のディレクトリに移動してください。

次に、デスクトップ上で右クリックして表示されるメニューから「ディスク」を選び、「usb」項目にチェックマークが入っていることを確認してください (図4-3-9)。

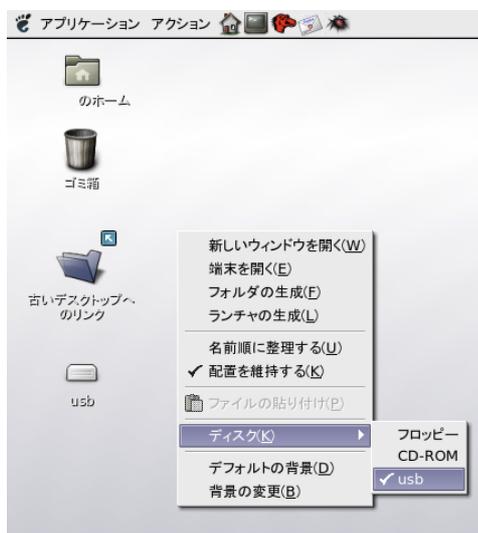


図 4-3-9

ここでもう一度「usb」項目を選択するとチェックマークが消え、デスクトップ上から「usb」と表示されたアイコンが消えます (図 4-3-10)。

デスクトップから「usb」アイコンがなくなったのを確認してから、USBデバイスをUSBポートから取り外してください。

なお、取り外す時には、コネクタ部分をしっかり支えながら行ってください。不安定な状態で取り外すと、コネクタが壊れたりケーブルが断線したりするなど、故障の原因となります。



図 4-3-10

5. 電源を入れ、使うOSを選択する

4.1 と 4.2 で説明したコンピュータの電源ボタンを押すと、モニタの電源パイロットランプが緑色になり、モニタに起動画面が表示されます。

起動中は、本体や周辺機器のチェックを行っているため、キーボード操作やマウス操作を行わないでください。操作を行うと正常に起動しないことがあります。

しばらくすると図 5-1 の画面が現れ、使用する OS (Operating System<注>) の選択画面が表示されます。

注：メモリやディスク、周辺機器などのハードウェアの管理や、ユーザがパソコンを操作できるようにするためのプログラムで、基本ソフトとも呼ばれる。これに対して、ワープロや表計算、ドロー、ペイントソフトなどの具体的な作業を行うソフトをアプリケーションソフトという。



図 5-1

キーボードの「↑」「↓」を押して、カーソルを移動し、使う OS を反転した状態にしてください。「Enter」キーを押すと選択した OS が起動します (図 5-1 では、「Vine Linux」が選択されています)。

「Windows XP Professional」を選択した人

→ 「6. Windows を使う」(P.37) へ

「Vine Linux」を選択した人

→ 「7. Linux を使う」(P.44) へ

6. Windows を使う

6.1 ログオンする

ログオンとは、コンピュータを操作できる状態にすることです。本学の cc 環境に導入している Windows は、ユーザが cc 環境を使う上で同一の環境を提供するとともに cc 環境のセキュリティを保持するためにログオンを必要とします。

起動が終わると以下の画面が表示されます (図 6-1-1)。



図 6-1-1

画面の指示通り、キーボードの「Ctrl」+「Alt」（この二つのキーはキーボードの左右にあります）を押しながら「Del」を押します。すると以下の画面が表示されます (図 6-1-2)。



図 6-1-2

「ユーザー名」のテキストボックス（欄）にカーソル（|）が点滅していることを確認し、ユーザ ID を入力します（点滅していない場合は入力できません。マウスポインタ（) をテキストボックスに移動させ、その上でクリックしてください）。同様の操作で「パスワード」を入力します（パスワードは、他の人に見られないように「*」に置き換えられて表示されます）。

また、ログオン先が「CCMASTER」になっていない場合は、マウスポインタ（) を  にあわせ、クリックします。するとメニューが表示されます（図 6-1-3）。

もしログオン先が見えていない場合は、「オプション」ボタンをクリックすれば、「パスワード」欄の下に表示されます。



図 6-1-3

その中から「CCMASTER」の文字の上にマウスポインタ（) をあわせ、クリックします。その状態で、マウスボタン（) を「OK」ボタンの上に移動させクリックします。



図 6-1-4

ログオンが成功すると、デスクトップが表示されます（図 6-1-5）。

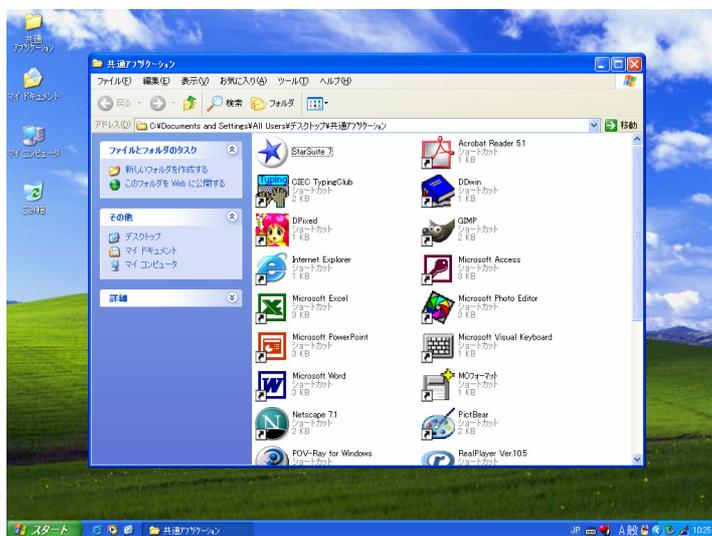


図 6-1-5

もしデスクトップが表示されず、図 6-1-6 のメッセージが表示される場合は、ログオンに失敗しています。ユーザ ID もしくはパスワードが間違っている可能性があります。マウスポインタ (マウス) を「OK」ボタンの上に移動させクリックすると図 6-1-2 にもどります。

もう一度ユーザ ID とパスワードを確認し、同様の操作を行ってください。

もしパスワードを忘れてしまった場合は、10 号館 3 階 情報センター・メインカウンターに行き、パスワード再発行を申請してください（26 ページ参照）。

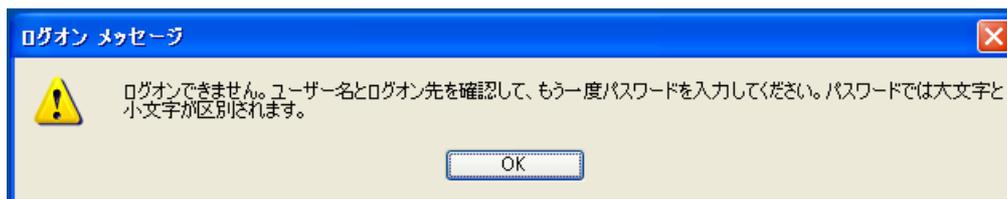


図 6-1-6

6.2 情報サービスページを見る

「情報サービス」ページは、情報センターが管理する情報処理設備を利用するのに必要な情報を提供するページです。

デスクトップ上の「共通アプリケーション」の中にある「Internet Explorer」のアイコンにマウスポインタ（)をあわせ、マウスのボタンでダブルクリックします（図 6-2-1）。

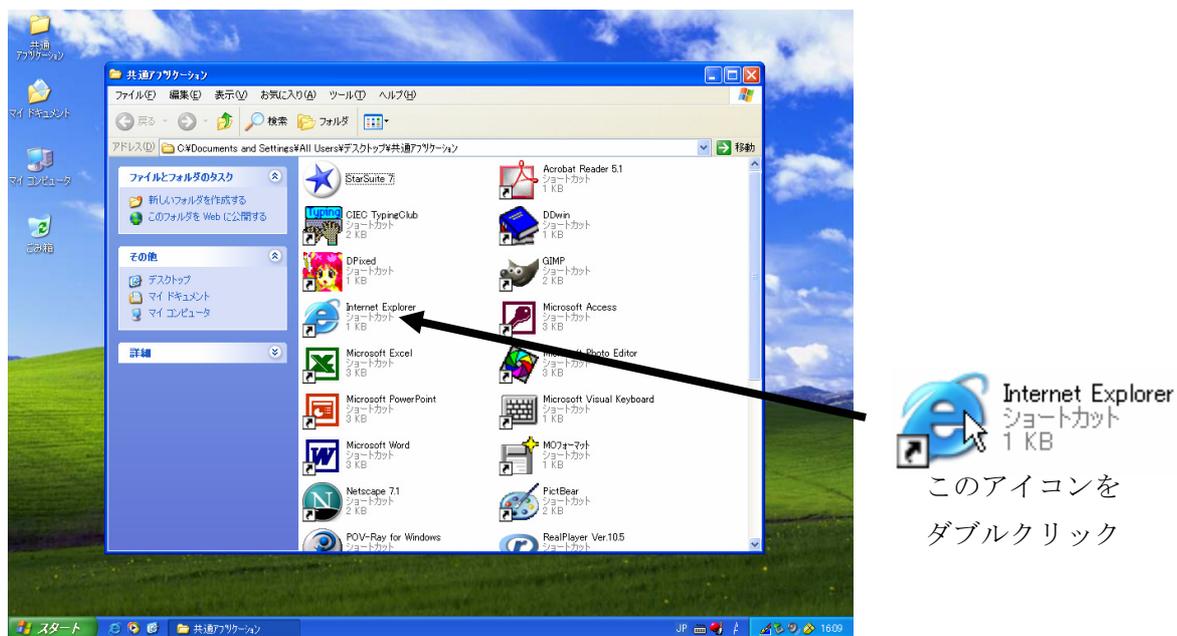


図 6-2-1

すると、新たなウィンドウに本学の学内向け Web ページが表示されます（図 6-2-2）。



図 6-2-2

その中の「情報サービス」の項目にマウスポインタをあわせ（マウスポインタが^{マウス}から^手に変わります）クリックします。すると、次に示すような情報サービスのページが表示されます（図 6-2-3）。



図 6-2-3

このページを通じて情報センターからのお知らせを掲載していきます。

6.3 電源を切る

画面左下の「スタート」と書かれたところにマウスポインタ (☞) をあわせクリックします (図 6-3-1)。

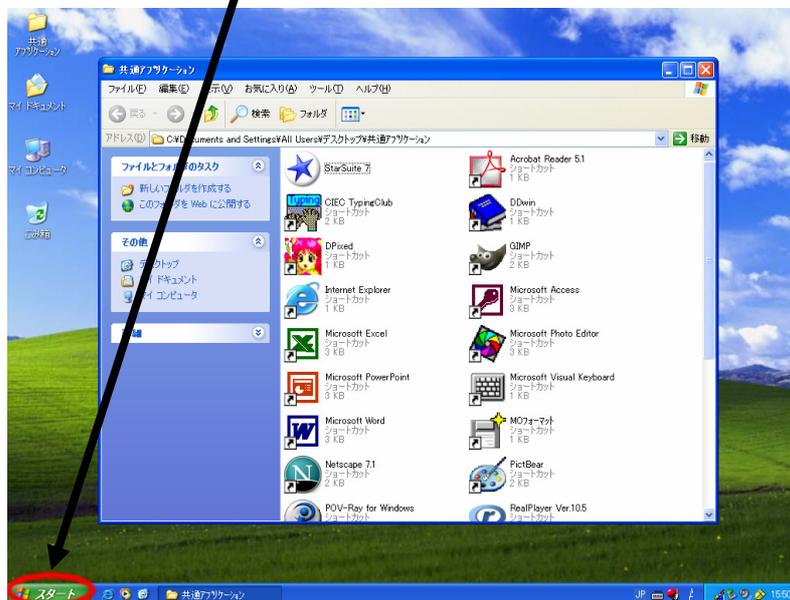


図 6-3-1

するとメニューが表示され、その中に「シャットダウン」という項目があります (図 6-3-2)。

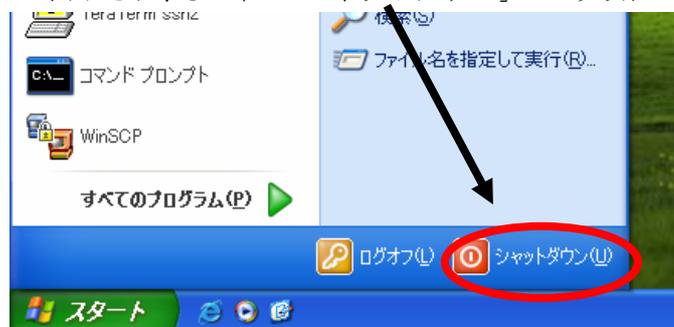


図 6-3-2

その項目にマウスポインタ (☞) をあわせクリックすると以下のウィンドウが表示されます (図 6-3-3)。



図 6-3-3

実行する操作が「シャットダウン」になっていない場合、上図の下矢印のマーク（▼）にマウスポインタ（)をあわせクリックするとプルダウンメニューが現れ、その中の「シャットダウン」の行にマウスポインタ（)をあわせると文字が反転し、その状態で再度クリックします（図 6-3-4）。



図 6-3-4

図 6-3-3 の画面表示になっていることを確認し「OK」ボタンにマウスポインタをあわせ、クリックします。すると画面表示が消え、正常にパソコンの電源が切れます。

※席を離れる前に

席を離れる前に、一呼吸をおいて CD-ROM、USB フラッシュメモリ、フロッピーディスクや MO などの忘れ物がないかも一度確認してください。また、キーボードやマウス、モニタ、椅子の位置を変更したならば元の位置に戻してください。

次の人が早く使うためのマナーです。

7 Linux を使う

7.1 ログインする

ログインとは、コンピュータを操作できる状態にすることです。
起動が終わると以下の画面が表示されます。(図 7-1-1)

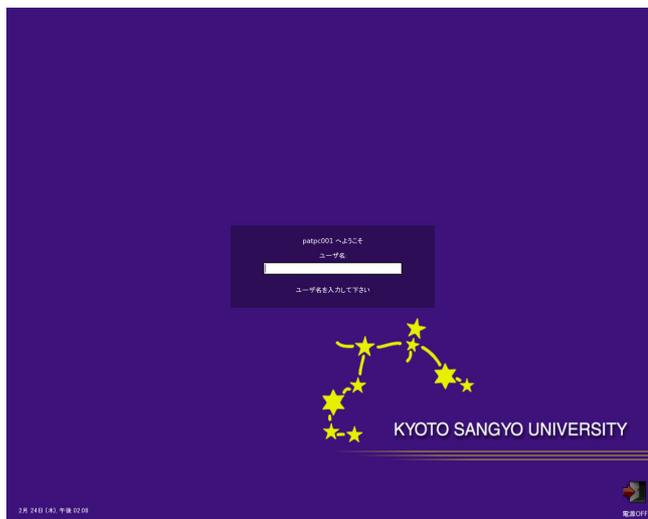


図 7-1-1

まず、「ユーザ名」にユーザ ID を入力し「Enter」キーを押します。すると、パスワードの入力欄が出てきますので、パスワードを入力し「Enter」キーを押します (パスワードは、他の人に見られないように「*」に置き換えられて表示されます)。

ログインに成功したならば、以下のデスクトップ画面が表示されます (図 7-1-2)。もし、「ユーザ名あるいはパスワードが間違っています」というメッセージが表示されるならば、ユーザ ID もしくはパスワードが間違っている可能性があります。もう一度確認し、同様の操作を行ってください。

もしパスワードを忘れてしまった場合は、10号館3階 情報センター・メインカウンターに行き、パスワード再発行を申請してください (26 ページ参照)。

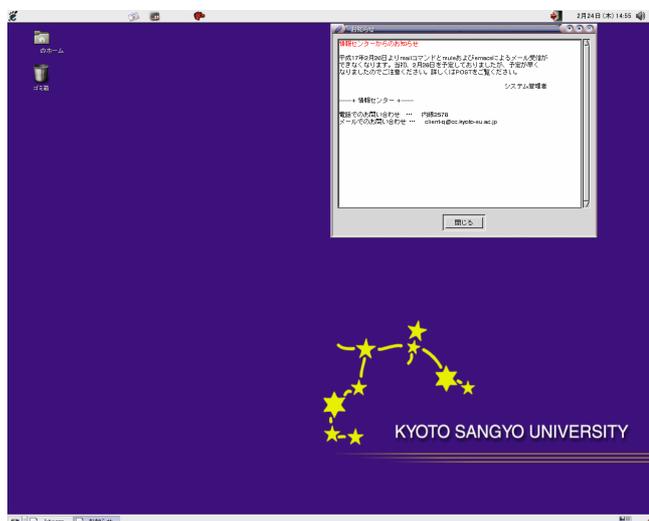


図 7-1-2

7.2 情報サービスページを見る

「情報サービス」ページは、情報センターが管理する情報処理設備を利用するのに必要な情報を提供するページです。図 7-2-1 に示すアイコンにマウスポインタをあわせ、クリックします。

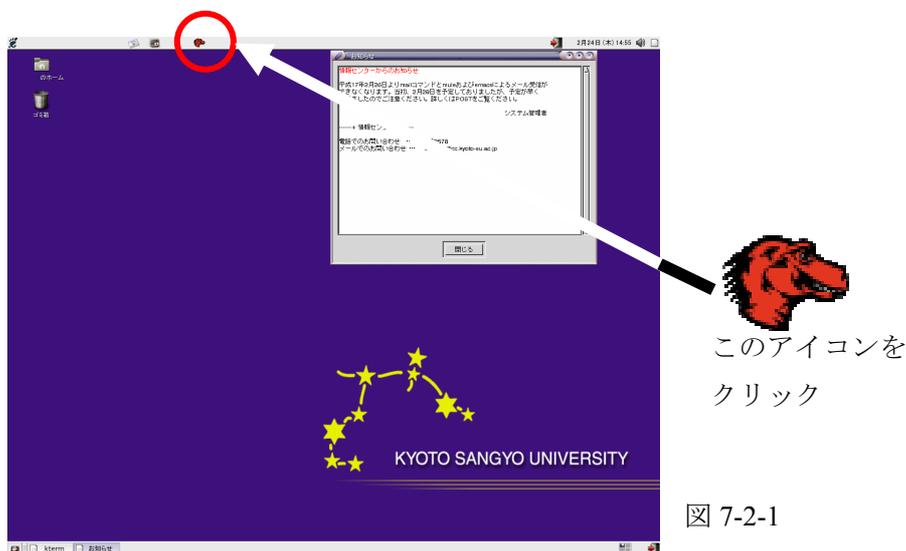


図 7-2-1

すると、“Mozilla”というソフトが起動して、新たなウィンドウに本学の学内向け Web ページが表示されます(図 7-2-2)。

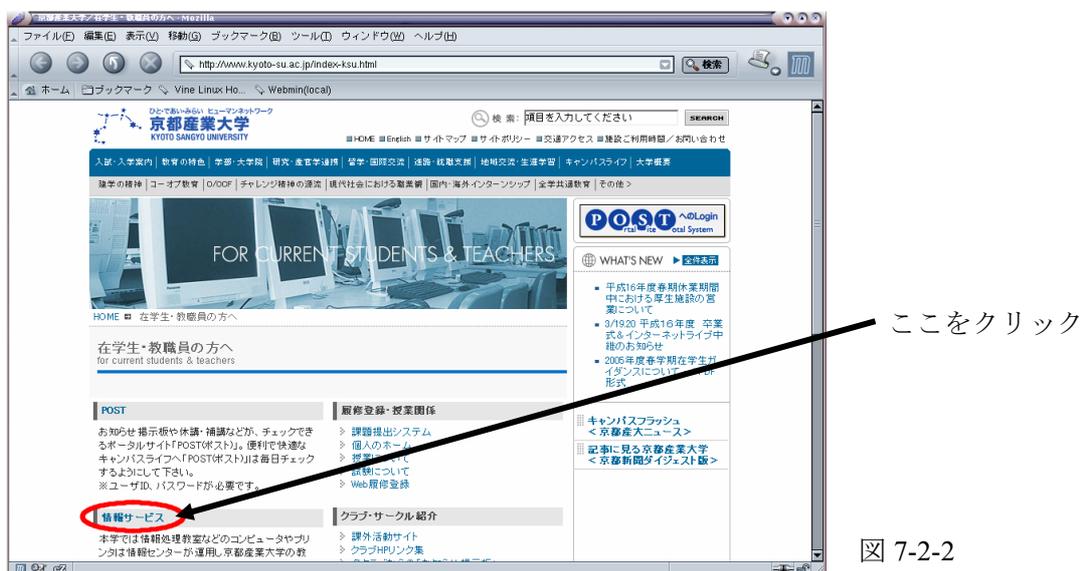


図 7-2-2

その中の「情報サービス」の項目にマウスポインタをあわせクリックします。すると、次に示すような情報サービスのページが表示されます (図 7-2-3)。



図 7-2-3

このページを通じて情報センターからのお知らせを掲載していきます。

もし、“Mozilla”を起動した際に、本学の学内向け Web ページではなく、下図 (図 7-2-4) のようなページが表示される場合は、一度右上の「×」(図 7-2-5) をクリックして終了させ、再度“Mozilla”を起動してください。本学の学内向け Web ページ(図 7-2-2)が表示されます。



図 7-2-5
「×」印をクリック

図 7-2-4

7.3 電源を切る

図 7-3-1 に示すところにマウスポインタをあわせ、クリックします。

これでログアウトが完了しました。

このアイコンを
クリック

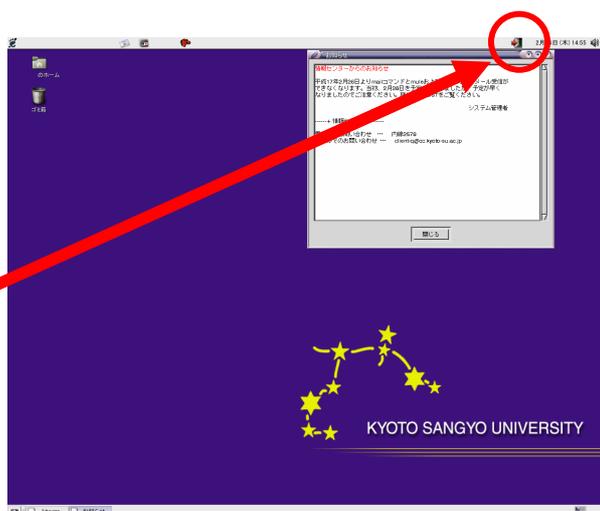


図 7-3-1

ログイン画面に戻りますので、右下にある「電源 OFF」ボタンをクリックしてください（図 7-3-2）。

右下のアイコン
をクリック

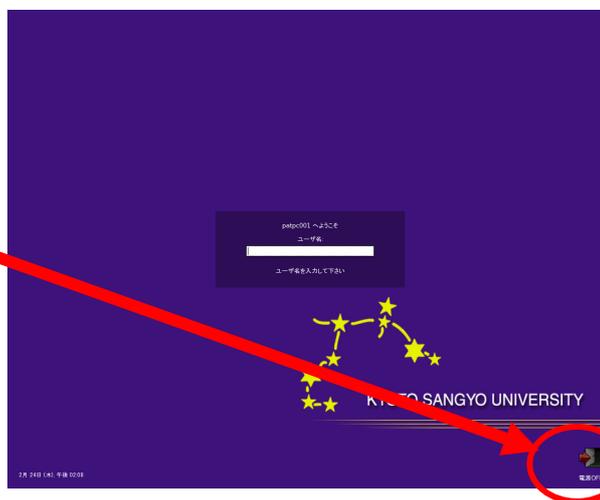


図 7-3-2

すると、右のような確認のメッセージが表示されますので、「停止 (D)」ボタンをクリックしてください（図 7-3-3）。

画面表示が消え、正常にパソコンの電源が切れます。

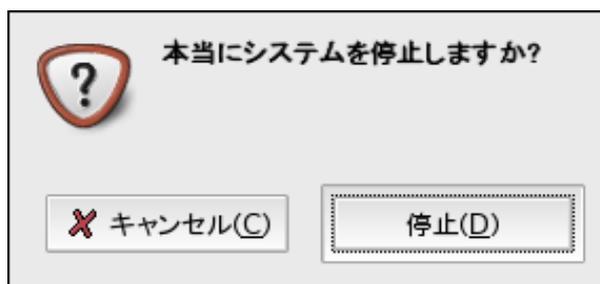


図 7-3-3

※席を離れる前に

席を離れる前に、一呼吸をおいて CD-ROM、USB フラッシュメモリ、フロッピーディスクや MO などの忘れ物がないかもう一度確認してください。また、キーボードやマウス、モニター、椅子の位置を変更したならば元の位置に戻してください。

次の人が快く使うためのマナーです。

8. 印刷

8.1 印刷する上でのルール

cc 環境では自習利用中の印刷に必要なプリンタ用紙は利用者本人が用意します。A4 のレーザープリンタ用紙もしくはコピー用紙を用意してください。用紙は量販店で購入してもいいですし、学内売店でも購入できます。

また、紙詰まりの原因となりますので、以下に示す事項を厳守してください。

- ・ A4 以外のサイズや、感熱紙、レポート用紙などへの印刷は絶対にしないでください。
- ・ 一度印刷したプリンタ用紙を裏返して使うことは絶対にやめてください。

基本的な考え方

「プリンタの手差しトレイにプリンタ用紙をセットした者が印刷する権利を持つ」と考えてください。すぐに印刷しないのにプリンタ用紙を置いて、権利だけ獲得しておくような行為は禁止します。

8.2 印刷手順

- ① コンピュータを、印刷処理開始直前の状態まで操作します。
- ② 印刷が出てくるはずのプリンタの所に行き、誰かが利用中でないことを確認します。

以下に注意する事項を整理します。

◆プリンタ用紙がセットされていない場合

◇プリンタ左手前の液晶パネルの表示が「インサツデキマス」もしくは「ショウエネモード」となっている場合

→誰も利用していないのであなたが使って構いません。

→項目③へ

◇液晶パネルに「テサシニヨウシヲホキュウシテクダサイ」と表示している場合

→誰かが用紙をセットせずに印刷しています。

この状態であなたがプリンタ用紙をセットするとその人の印刷データが印字されてしまいます。

そのまま 30 秒程何もしないでください。

→30 秒以内に「インサツデキマス」の表示になります。

→さらに 10 秒程何もしないでください。

そのまま「インサツデキマス」から表示が変わらなければ大丈夫です。

→項目③へ

◆既にプリンタ用紙がセットされている場合

◇誰も印刷している様子がない場合

→30 秒程度待つ印刷作業が始まらないなら、誰かがプリンタ用紙をセットしたまま忘れてしまった可能性が高いです。

「誰かこのプリンタを使っていますか？」と周りの人に尋ねて、誰も使っていないことが確認できたら、セットされているプリンタ用紙を取り除いた上で、利用してください。

→項目③へ

※ここに書かれているメッセージと異なる表示が出た場合は、10号館3階情報センター・メインカウンター（内線2578）まで連絡してください。

- ③ プリンタ用紙がセットされていない場合、用紙を下図のようにセットします。すぐに席に戻って印刷処理を開始します。



用紙は横向きにセットしてください。

- ④ プリンタの所へ行き、プリントアウトが出てくるのを待ちます。プリント出力が完了したら、残りのプリンタ用紙はトレイから「直ちに取除いて」他の利用者が不必要に待たされないように心がけてください。また、取除き忘れたプリンタ用紙の所在は保証されません。つまり、誰かに使われてしまっても文句は言えないので注意してください。
- ⑤ 他の人がセットしておいたプリンタ用紙に誤って印刷してしまった場合は、その人に同じ枚数のプリンタ用紙と交換してください。
- ⑥ 自分で解決できないトラブル等が発生した場合は、室内にいる補助員または10号館3階情報センター・メインカウンター（内線2578）に相談してください。
※他の利用者に迷惑がかかるので、そのままにして帰らないでください。

第3章 ネットワークサービスを利用する

ネットワークサービスとは、「インターネットを使ってできること全般」を指します。

例えば Web と電子メールが最も代表的な二つでしょうか。このような「できる事」をネットワークサービスと呼んでいます。あなたも cc 環境の利用者として、多くのネットワークサービスを利用することができます。ここでは、それらのうちより一般的な Web と電子メールを取り上げて、その概要と使い方を説明します。

1. ネットワークサービスの紹介

1.1 ネットワークサービスと向き合う

「Web」や「電子メール」とは何なのかを説明するより前に、ネットワークサービスと人との向き合い方に関する話をしましょう。

様々なネットワークサービスの中で、最も重要なサービスはおそらく「電子メール」です。最近のインターネットの流行と、その大きな原動力となっている「Web」を無視する訳ではありません。

しかし、それでも「電子メール」という、この最も古くからあるネットワークサービスが、今でも最も重要なサービスであると考えられます。それは、ネットワークの中で様々な情報を交換し、Web の中身を含めて様々なものを構築しているのが人間だからです。

人と人とのネットワーク越しの情報交換が、ネットワークサービスの本質なのです。電子メールや Web は、それらの人達の活動を支える単なる道具に過ぎないと言ってもよいでしょう。そのネットワークを通じて行われる人と人との情報交換の最も基本的な形が、電子メールなのです。故に電子メールが今後も最も重要なネットワークサービスであり続けると考えられるのです。

もちろん電子メールを使えなくても Web を覗くことはできますが、それではあなたは単なるネットワーク社会の観客に過ぎません。ガラス越しに別の部屋からネットワーク社会をただ眺めているのです。

ネットワークは人と人がメッセージを交換する「場」なのです。ただ受けとるだけで誰とも情報を交換しない、ただの観客となるのは詰まらないことです。勿論その逆に言いつぱなし、書きっぱなしになるのも困ります。一方通行ではない情報のやりとりができて初めて一人前のネットワーカーです。

ネットワーク社会の住人達が同じ対等な人として向き合うための道具として、電子メールは使われています。逆に電子メールが使えるようになるということは、自分が一人前のネットワーク住人となるための第一歩でもあるのです。

cc 環境では、その利用者は誰もがネットワーク社会の住人となれます。ネットワーク越しに多くの人とメッセージを交換し、様々なことを実現できるのです。あなたも cc 環境ネ

ネットワークの住人、そしてインターネットの住人になるべく、まず電子メールの読み書きができるようになろうではありませんか。ネットニュースでコミュニティに参加しましょう。Web で情報発信をしましょう。それはただ人が作った Web ページを眺めて回るより 100 倍楽しいことなのです。

1.2 京都産業大学のネットワーク

京都産業大学のコンピュータは、ほぼ全てが学内のネットワークに接続されています。情報センターが管理しているコンピュータも学内ネットワークに接続され、また上記のネットワークサービスが受けられます。

京都産業大学のネットワークは全世界を覆うネットワークに接続されています。この巨大なネットワークのことをインターネットと呼んでいます。つまり京都産業大学のコンピュータは、インターネットにつながれているということです。そして、京都産業大学で行われているネットワークサービスの多くはこのインターネットで行われているものと同じものです。それ故に京都産業大学の電子メールや Web は、世界中の電子メールや Web と通じ合えるという訳です。

あなたも京都産業大学内のコンピュータを介して世界中の人と電子メールを交換することができます。また、Web のページを作って、世界中の人に情報を提供することもできるのです。

1.3 インターネットとは？

ところでインターネットとは一体何でしょうか？

よく「インターネットとはネットワークとネットワークを接続したもの」という説明を目にします。しかしこれは単にその構造を表現したものに過ぎません。そのような技術的な説明では無く、利用者にとっての価値を説明しなければ今はもう通用しないくらいインターネットは技術者以外の人のもものになってきました。

ネットワークが人と人との情報交換の「場」であることは既に説明しました。即ちインターネットは世界中を覆うくらいに地理的に拡大した、巨大なネットワークユーザ達の「場」なのです。そしてその「場」では、ネットワーク利用者は国境を越え、文化圏を越えて、対等に向き合うことができます。

これは今までになかったことです。そこからどんなに素晴らしいものごとが生み出されるか、想像してみてください。そしてその場に立ち合うばかりでなく、参加することだってできる自分の姿を想像してください。「インターネット」にこんなに多くの人がワクワクする、その理由の多くはそこにあるのです。

インターネットとは、つまりそういうものなのです。

用語と構造的な特徴

それでも少しは構造的、技術的な話をしないといけません。インターネットの特徴として、主に以下のような点が挙げられます。

- ◆インターネットには主体となる運営組織は具体的には存在しません。その代わりに多数の委員会の議論と実験によって運営されています。
- ◆中心となるコンピュータはどこにも存在しません。
- ◆世界中にある各組織の組織内ネットワークを接続して、協調して電子メールなどのサービスを提供しています (各サービスについては以降にもう少し説明します)。

以下のようなことも知っておくといいいでしょう。

- ◆国内ではインターネットに参加している組織は、大学などの教育機関、国立の研究機関、インターネットサービスプロバイダ (ISP)、一般の企業などです。全世界では、約一億台のコンピュータが接続されているといわれています。

これ以上の情報を得るためには、インターネット関係の雑誌や Web ページなどから自分で勉強するように努力してみてください。図書館に置いてある各種のコンピュータ雑誌も推薦できます。

1.4 Web とは？

「ホームページ」と呼んだ方が分かりやすいでしょうか。テレビや雑誌でお馴染みのアレです。正式名称を World Wide Web、ここでは Web と呼びます。

Web では、文字以外の絵や、音、動画などが簡単に扱える掲示板のようなものです。ただし、皆で共通の掲示板を読んだり書き込んだりするのではなく、誰かがその人専用 to 設けられた掲示板に自分で書き込むのです。その人が編集する雑誌のようなものだと考えてもいいかもしれません。

そこに詰め込まれる情報には適度なまとまりがあり、それをページと呼んでいます。そのため、Web の中身のことを「Web ページ」と呼んでいます。そして、それらの入口となる玄関ページを「ホームページ」と呼びます。

しかし Web が広く使われ始めるにつれて、「ホームページ」という言葉が全ての Web ページを指す言葉として誤用され、あまりにもそれが一般化してしまいました。

現在では「ホームページ」というと後者の意味で使われることがほとんどです。一部の文献では本来の意味で「ホームページ」と「Web ページ」という言葉を使い分けていることを覚えておいてもいいでしょう。

Web には映像や音を扱える以外に、もう一つ特徴があります。「リンク」と呼ばれるものです。そこをマウスでクリックするだけで簡単に他のページを開くことができる仕掛けで

す。このリンクをたどる事によって、Web ページを眺める人は、世界中のあちこちにある、いろいろな人が作った Web ページを簡単に眺めて回る事ができるのです。

つまり Web ページは雑誌のようなもので、Web 全体が大きな書庫のようなものだと思います。ば良いのでしょうか。そして書庫の中に収められている雑誌のページは、ところどころリンクで結ばれているのです。

Web サービスってどんなもの？

Web の利点については、ここであれこれ説明するより、テレビや雑誌を見る方がはやいかもしれません。そこではさまざまな会社や個人の、見た目も綺麗な Web ページが紙面を飾っていたりします。きっと雑誌などには丁寧にその解説までしてくれている事でしょう。

でも少しはここにも書いておきましょう。Web による情報提供には次のような特徴があります。

- ◆ 速報性がある
- ◆ その Web ページまで見に来ないと見られない
- ◆ もっとよく見たい人のためにどんどん詳しい情報を置いておける
- ◆ 滅多に見ることのなくなったような、過去の情報を残しておいてもコストがほとんどかからない
- ◆ 視聴率に関係なく、非常に多くの人に提供できる
- ◆ 非常に安価に提供できる
- ◆ 読者からの情報を集めたりすることもできる

ところで Web には、大企業が出している自社製品の広告ページもあれば、学生が自分の趣味を紹介している極めて私的なページもあります。そのどちらが Web の本流という訳ではなく、これら全てのものを対等に受け入れて混ぜ合わせたものが Web の姿なのです。インターネットにつながれたコンピュータに Web のページを作っただけで、あなたも自分の Web ページを使って情報を発信することが、つまり世の中の人に何かを伝える事ができます。その可能性を大切にしてください。

1.5 電子メールとは？

電子メールは通常の郵便システムと似た機能を持ちます。大きな相違は紙や物を運ぶのではなく、文字をデータ化して相手に届けるという点です。つまり通常の葉書や封書による郵便は、実際には紙としての葉書や物としての封書を届けるのが第一の目的ではなく、そこに書かれた内容、つまり文字を相手に届けることが本質です。しかし実際には紙や物を届けることによって実現しているというのが郵便システムと言えます。

それに対して電子メールでは、一般的に文面をコンピュータに入力する事によってデー

タ化し、コンピュータの機能を使って相手に送り付けます。受け取る側でも、データ化された文書を、受け取る側に読めるようなかたちでコンピュータによって表示します。そうして送り手が書いた内容が受け手に伝わる、という仕掛けです。

仕掛けはともあれ、一般の郵便も電子メールも誰かが書いた文章をある特定の相手に届けるという本質は変わりません。

電子メールサービスってどんなもの？

インターネットで行われている電子メールサービスを利用すると、世界中に散らばる 100 万もの組織の人達に対して手紙を出すことができます。この電子メールサービスは、日本郵政公社のメールサービス（郵便）に比べると以下の点で優れています。

◆ 速い

たとえ相手が地球の裏側でも、大抵の場合（控え目に見積っても）数分間以内に相手の手元に手紙が届きます。

◆ いつでも使える

基本的に 24 時間年中無休です。日曜日に休んだりはしません。

◆ どこでも使える

インターネットに接続されたコンピュータがありさえすれば、そこから全ての操作ができます。自宅から作業をする事もできますし、今では携帯電話でも可能です。

◆ 紙がたまらないで済む

頻繁に手紙のやり取りをしていると、結構大きさのまちまちな保存しにくい紙がたまるものです。しかし電子メールでは手紙はコンピュータの中に残り場所を取りません。そして、消さない限りいつでも取り出して読み返せます。更に、コンピュータの中に入っている限りキーワードで検索可能です。紙をめくって斜め読みする必要はありません。

逆に、以下の点では劣っています。

◇ 書留郵便がない

出したメールを必ず（何があっても）相手に届けてくれるようなサービスは行われていません。

メール配送の途中で、停電、機械の故障など何らかの理由によってメールが紛失する可能性があります。人生を左右するような大事なメッセージの交換は、決して電子メールだけに頼ってはいけません。

◇ 自分がネットワークに加入していないといけない

しかもコンピュータを使わなければなりません。しかし最近ではコンピュータもずいぶん使いやすくなりました。

◇ 相手がネットワークに加入していないといけない

しかもコンピュータを使っていてくれなければなりません。しかし今では携帯電話でもメールを扱えるようになりましたので問題ないのかもしれませんが。

電子メールは世の中の殆どの便利なものと同じ様に、決して万能ではありません。しかし、ある局面では他の何ものにも代えられないくらい、役に立つことがあるのです。

1.6 ネットワークとの暮らし方

ネットワークサービスと共にコンピュータを利用するのは非常に快適なものです。しかし、その環境で快適に暮らすにはルールを心得ておくことが重要です。ネットワークサービスは機械によって提供されていますが、相手をしているのは機械ではなく、人間であることをとかく忘れがちです。

第 1 章の「京都産業大学インターネット利用に関するガイドライン」などでも述べているように、京都産業大学のコンピュータ環境には一般社会と同じ様に規則、慣習、道徳があり、そして法律も適用されます。

京都産業大学のネットワークは インターネットの一部でもあります。京都産業大学のコンピュータ利用環境よりもっと大きな利用環境であるインターネットにも勿論様々な規則、慣習があります。

お互いに協調して暮らせるように心に留めてください。

2. Web を利用する

Web のことは第3章 1.4 「Web とは？」でも少し説明しましたが、ここでは実際の使い方を含めてもう少し詳しい説明をしていきます。

Web は「ブラウザ」と呼ばれるソフトウェアを使って Web ページを簡単な操作で見ることができます。簡単に言うと Web ページは情報で、ブラウザはその情報を読むための道具と言えます。

ここで Web の利用方法の一例を紹介します。最初にまず、京都産業大学の Web ページを見てみましょう。情報処理教室にあるコンピュータのブラウザを使うと京都産業大学の代表となる Web ページが表示されます。その項目の中で「情報サービス」と書かれている部分をクリックします。そうするとブラウザの表示画面が、情報サービスという題名の画面に切り替わります。画面には「初めての方へ」や「ユーザーサービス（学内からのみアクセスできます）」、「利用ガイド」等の項目があり、そこをクリックすると、クリックした情報に関する画面に切り替わります（図 2-1）。



図 2-1

このように Web を利用すると、ひとつの情報から関連するいろいろな情報に移っていくことができます。この情報の関連付けを「リンク」といい、リンクを順にクリックして行く動作を「リンクをたどる」といいます。

先ほど京都産業大学のホームページから「情報サービス」、そしてそこからいろいろなリンクをたどる例を挙げました。しかし、どこをクリックしても移動するわけではありません。移動するのはリンク定義がされている場所だけです。リンク定義がされた場所は、文字の色が他と違う箇所やアンダーラインが付いている箇所なので慣れれば見分けがつくでしょう。

文字だけでなく画像上にリンクの定義がされている場合もあります。画像上にリンクが定義されている場合も、マウスを近づけるとカーソルの形が変わり、ブラウザの左下に移動先の URL というものが表示されますので、やはり慣れればすぐに分かるようになります。

またそれぞれの Web ページには、情報の所在を表わす URL（後述）というものがあり、それを直接指定することで別の画面からたどっていかなくても直接その画面を表示することもできます。

Web を使っているいろいろな場所に行き、さまざまな情報をブラウザに表示することをネットサーフィンと呼びます。この後の章を読むことで自由にインターネット上をネットサーフィンし、豊かなネットワークライフを送れるようになることを目指しましょう。

2.1 URL/URI

URL(Uniform Resource Locators)は情報のインターネット上の所在を表わすものです。W3C による HTML4.0 規格で URI(Uniform Resource Identifiers)という名前を使うように推奨されていますが、一般的には URL と呼ぶことが多いので本書では URL と表記します。

例えば、本学における日本語のホームページの URL は

`http://www.kyoto-su.ac.jp/index.html`

のように表記されます。

このときの「`http://`」は Web のページだということを、「`www.kyoto-su.ac.jp`」はページを持っているコンピュータの名前、「`/index.html`」はそのコンピュータ上でのページの所在を表しています。

この URL さえ知っていれば、インターネット上で欲しい情報をすぐに得られます。

最近では雑誌や新聞でも URL の紹介をしているようですし、ホームページを持っている企業はカタログや企業 PR の場で URL を紹介するのが一般的になりつつあります。

2.2 URL の検索

URL がわからない場合はどうすればよいのでしょうか。電話番号なら 104 で聞いたり、電話帳で調べることができますね。Web の世界にも同様のサービスを行ってくれるものがあります。

◆ キーワード検索

104 の電話番号に相当するサービスです。キーワードを使って検索を行います。別名サーチエンジンと呼ばれています。

◆ ディレクトリ検索

電話帳に相当するサービスです。知りたい情報が階層的にまとめられています。

キーワード検索は、キーワードを指定して検索するとそのキーワードが含まれているWebページの一覧を表示してくれるものです。

例えば **university** と **kyoto** をキーワードにして検索すると、京都産業大学や京都大学などを見つけることができます。ディレクトリ検索はジャンル選択を繰り返し行うことで検索します。京都産業大学を探す場合は、ジャンルからは教育を選び、都道府県から京都を選んで京都産業大学を見つけるという感じになります。

キーワード検索でならば **goo** や **Google**、ディレクトリ検索ならば **Yahoo!** 等が有名です。

名 前	U R L
goo	http://www.goo.ne.jp/
Google	http://www.google.co.jp/
Infoseek	http://www.infoseek.co.jp/
Yahoo!	http://www.yahoo.co.jp/

2.3 あなたも作れる Web ページ

皆さんはインターネットのサービスをフル活用できる環境にいるのです。Web を見ているだけでなく、自分の Web ページを作ってみませんか？

本学では学生が自由に Web ページを作れる環境があります。利用するための条件は

- ◆ 本学の学生で、ユーザ ID の交付を受けていること
- ◆ 法律（著作権や肖像権など）を守ること
- ◆ 「京都産業大学インターネット利用に関するガイドライン」（本書 第1章参照）を守ること

これだけです。

Web のページは新聞に記事を掲載するようなものです。そのまま新聞に載せたとして問題がないかどうかを考えてください。詳しくは、「情報サービス」ページの「ホームページ作成」を参照してください。

3. メールを利用する前に

3.1 電子メールアドレスについて

インターネットでサービスされているメールサービス（これ以降単にメールと言ったら電子メールを指します）でも一般的な郵便システムと同じように、宛先の住所を明記する必要があります。インターネットは世界中でサービスされているので、世界で一意に決まる（間違いなくたった一つのものに特定できる、という意味です）住所がメールサービスを受ける人それぞれに必要です。

すなわちそれが住所であり、電子メールサービスがアメリカ生まれであることからアドレスと呼びます。

メールサービスのためのアドレスですから、メールアドレスというとその意味合いがはっきりするでしょう。現在のところ、メールサービスがコンピュータを介して行われているものであるため、メールアドレスはそれぞれのコンピュータ利用者に割り当てられます。逆に言えばメールサービスを利用するためにはメールサービスが利用可能なコンピュータの利用者とならないといけません。京都産業大学のコンピュータは、電子メールサービスが利用可能です。それらのコンピュータの利用者は電子メールサービスを利用できるでしょう。

つまり、電子メールサービスを受けている世界中に存在するコンピュータのユーザそれぞれとメールを交換することができるということになります。

京都産業大学のメールサービスが利用できるマシンにおけるメールアドレスは一般的には以下のような書式になっています。

foo@bar.kyoto-su.ac.jp

アドレスの表記そのものは西欧式になっており、右側に大きな区分、左側に小さな区分が書かれています。ピリオド(.)で区切られており右側からそれぞれの区分の意味を以下に示します。

jp	電子メールアドレスの最大の区分で、国を表しています。 日本(Japan)の略です。
ac	jp 以下に存在する中区分であり教学関係であることを示します。 他に co が一般企業、or がその他の組織などとして定義されています。
kyoto-su	京都産業大学を示しています。
bar	ここに何が来るかは一概に言えません。 京都産業大学内ですでに決められている宛先に配送されることを示しています。 大学のネットワーク管理者が決定した区分のようなものだと考えてください。
@	これより左はユーザ ID であることを示しています。
foo	foo (仮称) というユーザであることを示しています。

kyoto-su.ac.jp は、京都産業大学のネットワークを示すアドレスであり、世界中を覆うインターネットで一意な名前です。ネットワーク環境の中で、このように階層付けされていて一意に確保されているような名前をドメインなどと呼んだりします。

kyoto-su.ac.jp より左の foo@bar は京都産業大学内で一意に保たれるように管理されています。あなたが電子メールを利用するときはあなたが利用者として登録されているコンピュータの管理者に、自分のメールアドレスがどのようなものかを確認することが重要です。

3.2 cc 環境のメールアドレス

ここでは情報センターが運用しているコンピュータのメールアドレスに限定して説明します。しかし、このルールは普遍的なものではないので、他のプロバイダ等で発行されるユーザのメールアドレスを類推する役に立たないでしょう。他のプロバイダ等で発行されるメールアドレスについては、それらのプロバイダの管理者に問い合わせてください。

情報センターが運用している cc 環境の全てのコンピュータからメールサービスの利用が可能です。cc 環境でメールを利用する場合、メールアドレスは次の通りになります。

username@cc.kyoto-su.ac.jp

上記のうち@より左の「username」には各ユーザのユーザ ID を書きます。

例えば産大太郎さんが「taro」というユーザ ID で cc 環境に登録されていたとすると、メールを扱うためのメールアドレスは

taro@cc.kyoto-su.ac.jp

となります。

ところで、太郎さんは上記の他にもメールアドレスを持っているかもしれません。大学以外のプロバイダ等と契約し、そこで発行されたメールアドレスを持っているときなどです。これは自然なことです。

例えば、太郎さんが二ヶ所に部屋を借りているような状態だと想像すれば良いでしょう。しかし、太郎さんにメールを送る場合には、上記のうちどれに送るのが妥当かは送る前に太郎さんに電話なり手紙なりで確認する必要があります。

つまり太郎さんは二ヶ所に部屋を借りていて、二つのメールボックスをもっているが、そのどちらを毎日チェックしているかは本人以外からは確認できないからです。

これについては、次の「相手のメールアドレス」にもっと詳しく書きます。

3.3 相手のメールアドレス

いざメールを誰かに送ろうとした場合、相手のメールアドレスが必要になるでしょう。相手のアドレスを調べるには、その相手に聞くしかありません。

例えば産大太郎さんが情報センター管理のコンピュータに「hanako」でユーザ登録されている産大花子さんにメールを出そうとした場合、「hanako@cc.kyoto-su.ac.jp」宛にいきなり出すのは好ましくないとと言えます。

コンピュータシステムは正直に hanako というユーザ ID のメールボックスに太郎さんのメールを配送するでしょうが、花子さんが本当に cc 環境でメールチェックをしてくれるとは限らないからです。

ひょっとしたら、花子さんはメールを全く使ってないかも知れません。また、ひょっとしたら他のプロバイダ等にも何らかの名前で登録されており、メールはもっぱらそこで利用しているかも知れません。

では太郎さんが花子さんにメールを送る場合はどうすれば良いのでしょうか？

結論は「君に今後メールを送りたいのだけれど、いったいどこに送れば良いの？」と最初の一回目に（もちろんメール以外の方法で）聞くことです。

馬鹿馬鹿しいようですがこれは非常に重要なことです。

3.4 自分のメールアドレス

自分のメールアドレスが何であるかは、自分がユーザ登録されているプロバイダの管理者に確認するのがいいでしょう。ただし、情報センターが管理しているコンピュータにつ

いてのメールアドレスに関しては先に述べたとおりです。

ある人にメールを送って欲しいと思った場合は、どこ宛に送って欲しいか、すなわち自分が日常的にチェックしているメールアドレスを相手にはっきり通知することが大切です。

これは先に書いた相手のメールアドレスをはっきり聞く、ということの裏返しです。同じく重要なことですね。

3.5 メールの容量の制限

自分宛に新着のメールが届くとユーザ毎に設けられたフォルダに保存されます。この郵便受けには大きさがあり、これが溢れるくらいたくさんメールをためると、それ以後のメールが受け付けなくなります。そうならないように、週一度程度はメールをチェックするようにしましょう。

また、読んだメールは、別のフォルダに移動します。ここにも同様に容量制限があります。

新着のメールが保存されるフォルダと読んだメールが保存されるフォルダは、同じフォルダに存在しています。そのフォルダはLinuxのホームディレクトリに存在しています。

よって、それら全てのデータの容量が制限を越えると、新しいメールが受け付けられなくなり、メールの送信者にエラー通知が返るようになります。さらに、Linuxにログインできなくなったり、Active!mailにログインできなくなります。

その様な状態にならないように、要らなくなったメールはこまめに消し、Linuxのホームディレクトリのデータも整理するようにしてください。

3.6 メールを書くときの注意

ここでは操作方法ではなく、メールの中身について書きます。

初めてメールを出すときに

始めのうちはいきなり学外や海外にメールを出さずに、学内でメールの練習をしてから送ってください。練習の相手が見つからない場合は、自分宛に送ってみてください。

名前、所属を名乗ること

相手に失礼のないようにマナーとして名前と所属を名乗るようにしましょう。特に携帯電話から送るときは字数制限などの理由で名前を省略しがちです。

友達に送るならいいかもしれませんが、先生や就職先にメールを送るときは必ず名乗りましょう。携帯電話からでは無理なら大学の情報処理教室を使ってメールを送れば字数制限もありません。

携帯電話等のメールアドレスに送るとき場合

携帯電話では短い内容しか表示できないものもありますし、長いメールを表示できるものでも量によって課金されますので長いメールを送ることは避けた方が良いでしょう。

あまり大きなファイルを送らないこと

メールによってファイルを転送する場合は目安として 1 メールあたり、50 キロバイト以下にしましょう（バイトというのはコンピュータ上の資源の大きさを表す単位です。50 キロバイトといえば漢字にして 25000 文字、つまり原稿用紙 50 ページ強あたりとなります）。

あまり大きなファイルを送るのは相手にも迷惑がかかります。

どうしてもメールによって大きなファイルを送らなければならないなら、1 メガバイトくらいまでは分割して送っても大丈夫かもしれません。それ以上なら別の方法を用いて送りましょう。

そのメールは相手が読めるものですか？

自分が利用しているコンピュータで扱える文書が、相手が利用しているコンピュータでも扱えるとは限らないことに注意しましょう。

◆ 添付ファイルは、時に相手に大きな迷惑をかけます。

最近非常に多くなったトラブルです。添付ファイルは便利な機能ですが、相手の了承なしに送られるものは大迷惑となる場合がほとんどです。添付ファイルを利用する場合は、事前に相手の了承を得るとというのが常識ですので注意してください。

◆ 漢字を含むメールが必ず相手に読めるとは限りません。

相手はひょっとしたら漢字が表示できないコンピュータを使ってメールを読んでいるかもしれません。相手が海外の方なら漢字を読めるかどうか最初に確認した方が良いでしょう。

◆ 基本的にインターネットは JIS コード (ISO-2022-JP) 文字を利用していますが、あなたがインターネットを利用する窓口になるコンピュータによって文字コードはまちまちです。

例えば情報センターが管理しているサーバや Linux のコンピュータでは標準の文字コードである EUC コードを採用していますが、メールは JIS コードに変換されて送出されるように設定されています。どの文字コードを適用すれば良いのかわからない場合は、サーバ管理者に確認してください。cc 環境ならば情報センターになります。

◆ 使ってはならない文字として半角カナ（カナ・キーを押して入力したもの）やメーカー独自の文字（欧米記号や丸の中に文字が書いてあるものなど）があります。また、使わない方がよい文字としては罫線等があります。

メールの信頼性について

送ったメールは相手に確実に届くことも、内容の完全な秘匿性も保証されていません。確実に到着したことを確認したい場合には、相手にそのメールが届いたら、届いた旨を折り返しメールしてもらいに頼みましょう。

ある程度の秘匿性が必要ならば暗号化するかまたはメールを使用しないでください。就職活動のメールなど人生を左右するようなものについては特に注意してください。

一行の長さについて

メール配送を行うコンピュータのシステム自体は一行 255 文字までサポートしています。しかし、そのメールの読み易さや書くときに内容を参照することも考えて、日本語なら約 35 文字以下、アルファベット（半角文字）なら約 70 文字以下にするのが良いでしょう。

海外へのメールについて

国内以上にアドレスや送るメールの大きさに注意が必要です。

また、海外のネットワークにはそれぞれのネットでの取り決めがあるので、それに従うようにしましょう。メールアドレスに工夫が必要な場合もあります。

一般的には宛先のアドレスは `user@aaa.bbb.ccc` のように `.jp` で終わらないものの、国内と同様の書式です (`user` には相手のユーザ ID を、`aaa.bbb.ccc` には相手のアドレスを入れます)。

著作権及び責任の所在

書いたメールに関する責任は書いた人の属する組織にあるのではなくて、書いた人自身にあります。また、著作権はそのメールを書いた人にあります。

違法行為の禁止

例えば、メールでのソフトの違法な流通等を行ってははいけません。

いたずら

いたずら電話のようにいたずらメールを送ることは当然してはいけないことですが、気がつかないうちに「いたずらメール」に相当するメールを送ってしまうことがあります。

例えば、以下のようなメールを受け取ったときあなたはどうか対処しますか？

「知り合いの女の子が事故に遭い入院しています。彼女はとてもまれな血液型で、病院のストックが足りず至急一致する血液型を持つ人を捜しています。どうかご協力をお願いします。また、残念ながらあなたの血液型が該当しなくても、このメールをできるだけたくさんの人に転送していただくようお願いします。…… (以下省略)」

「これは大変だ。私が知っている全ての人に協力を頼んでみよう！」こう思ったあなたは心優しい素晴らしい人だと思います。

でも、これが予想もしない結果を招くのです。いわゆる不幸の手紙と呼ばれるものをご存じでしょう。人の弱みにつけこんでどんどんその規模を広げていくものです。

ここで先ほどのメールも内容的には天と地ほど違いますが、不幸の手紙と同じような効果を持っていることに気づくでしょう。結果的にネットワーク上を非常にたくさんの電子メールが飛び交うことになるのです。

また、人の良心に訴えかけていることと、電子メールは普通郵便と違い転送が可能なことにより不幸の手紙より規模の拡大が速く、性質が悪いものになっています。

この例にあげたメールの事件は実際に起こったことなのですが、有効期限が記されていないためいつまでもメールの転送が続き、もう必要ないという情報を伝えることを含めて、終息するまでに大変な時間と労力を要しました。このようなことに電子メールを使用するときは十分な注意が必要です。

通常、不特定多数に呼びかけるのならば Web の方が適しています。この例のような場合は Web を使うべきです。

先ほどの例は純粋な目的により起こった事件でしたが、いたずら目的で作り話をでっちあげ、ネットワークに混乱を与えようとする人もいます。いたずらであることを見抜いて、メールの転送はしないようにしましょう。

参考までにもう一例あげておきます。

「Subject に Good Times と書かれた電子メールが届いたら、それはコンピュータウイルスですので読まずに捨ててください。この情報をあなたの周りに教えてください。」

どうですか？「よし！今すぐ教えてあげよう！」ではいけません。

お金もうけをしませんか、という内容のものもあります。お金が絡む話は全て詐欺と思って間違いありませんので注意してください。メールの本文に「これは詐欺ではない」とか「これは違法ではない」と書かれていても実際は詐欺であるケースがほとんどです。

4. メールを利用する

cc 環境のコンピュータを利用してメールを読み書きする方法として、Web ブラウザからメールを読む手段を用意しています。Web ブラウザの起動方法はわかりますね？分からないならば第 2 章を読んでください。

京都産業大学のトップページから「在学生・教職員の方へ」をクリックすると、「Active! mail」のリンクがあります（図 4-1）。このリンクをクリックするか、アドレス欄に <https://webmail.kyoto-su.ac.jp/active-mail/> を入力し、アクセスします。

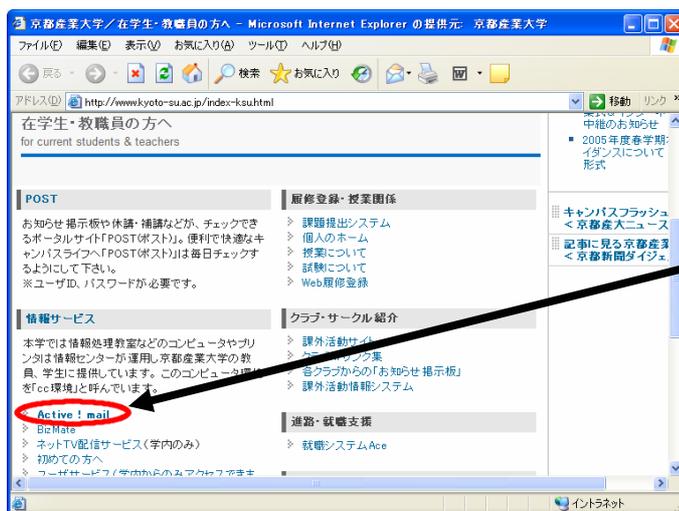


図 4-1

これが Web からメールを扱う、Active! mail のログイン画面です（図 4-2）。「ユーザ ID」と「パスワード」それぞれに cc 環境のユーザ ID とパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。

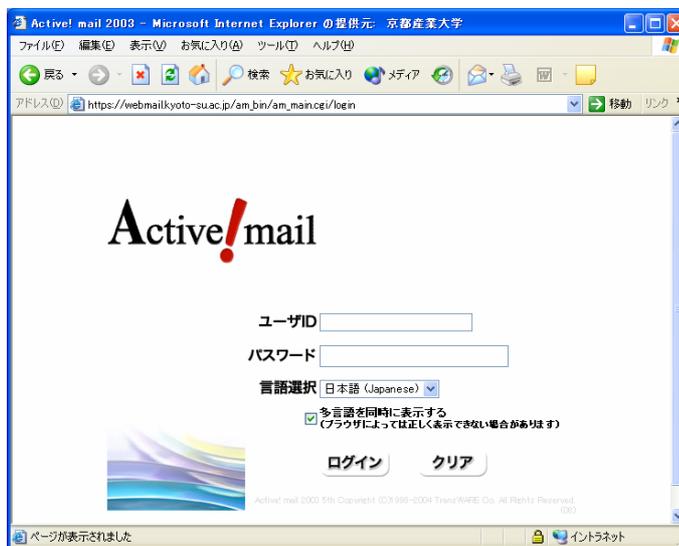


図 4-2

ユーザ ID、パスワードが正しければこの画面が表示されます (図 4-3)。



図 4-3

もし、以下の画面 (図 4-4) が出た場合は、「OK」ボタンをクリックして、再度ユーザ ID とパスワードを確認した上でログインをしてください。

パスワードを忘れてしまった場合は、10 号館 3 階情報センター・メインカウンターに行き、パスワード再発行申請をしてください (26 ページ参照)。



図 4-4

4.1 メールを書く

上のメニューから「メール作成」ボタンをクリックします。

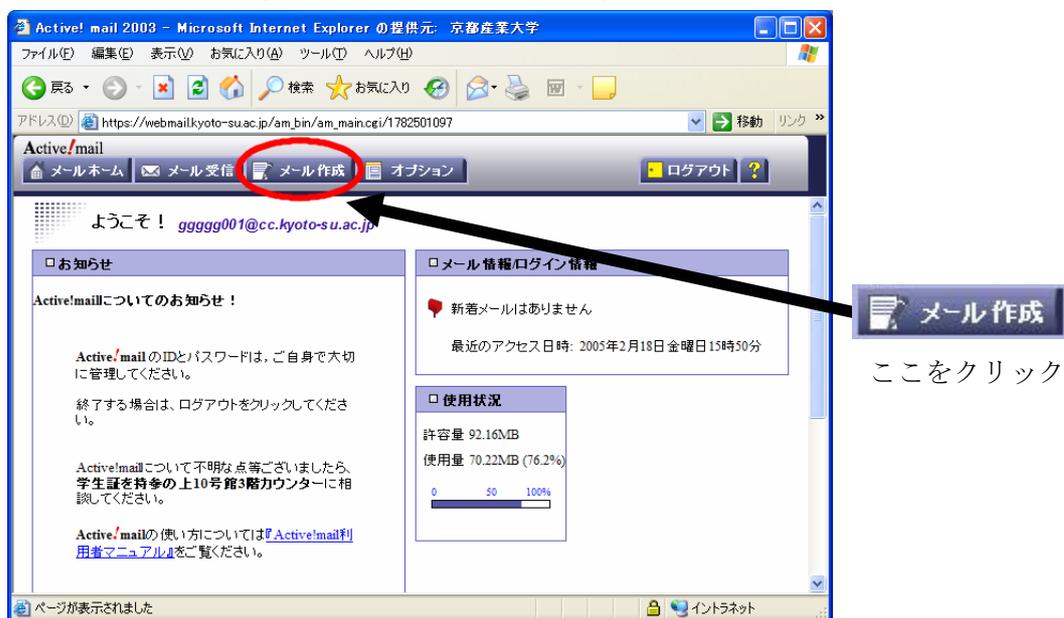


図 4-1-1

すると、以下の画面が表示されます (図 4-1-2)。

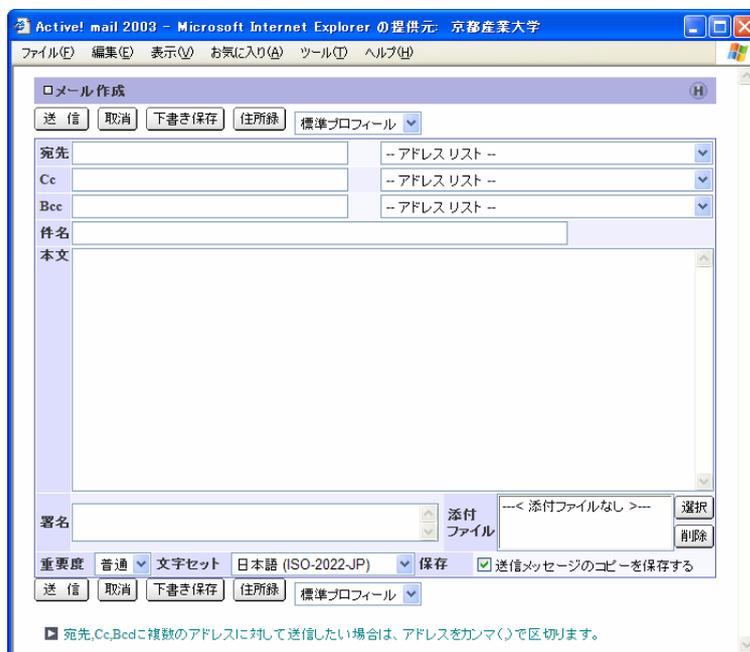


図 4-1-2

- 宛先 相手のメールアドレス (本学学生ならユーザ ID@cc.kyoto-su.ac.jp でしたね)
- 件名 メールのタイトル (内容がわかりやすいものにしましょう)

本文 メール本文

上記のようにそれぞれ記入して、左上の「送信」ボタンをクリックします。これでメールを送信することができます。

最低限必要なのはたった、これだけです。宛先と件名を書いて、本文を書く場所である大きな枠内に送りたい内容を書いて「送信」ボタンをクリックするだけです。簡単ですね。

4.2 メールを読む

メールを読むためには、上のメニューから「メール受信」ボタンをクリックします。

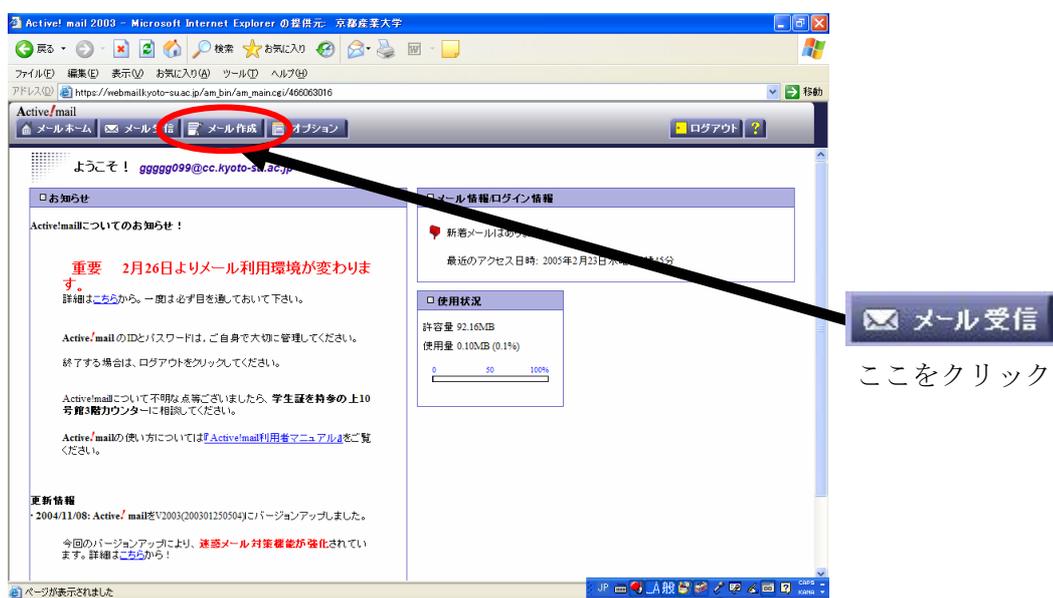


図 4-2-1

すると、以下の画面になります (図 4-2-2)。

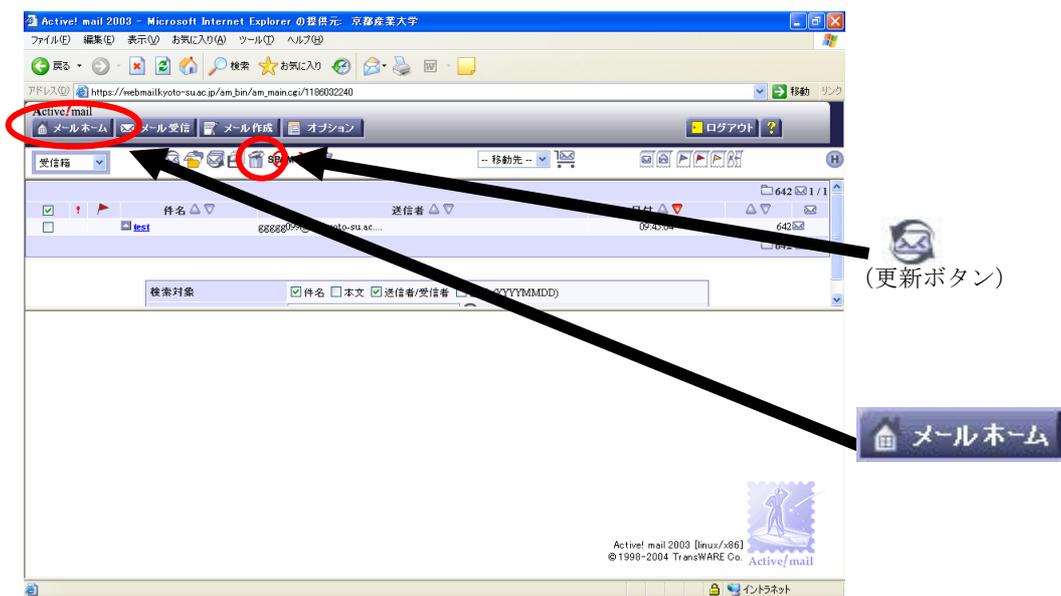


図 4-2-2

メールが表示されなかったら、上部左側あたりにある  (更新ボタン) をクリックします。それでも表示されなかったら、少し待ってから、「メールホーム」ボタンをクリックしてから再度「メール受信」ボタンをクリックしてください。

メールが表示されたら件名をクリックします。

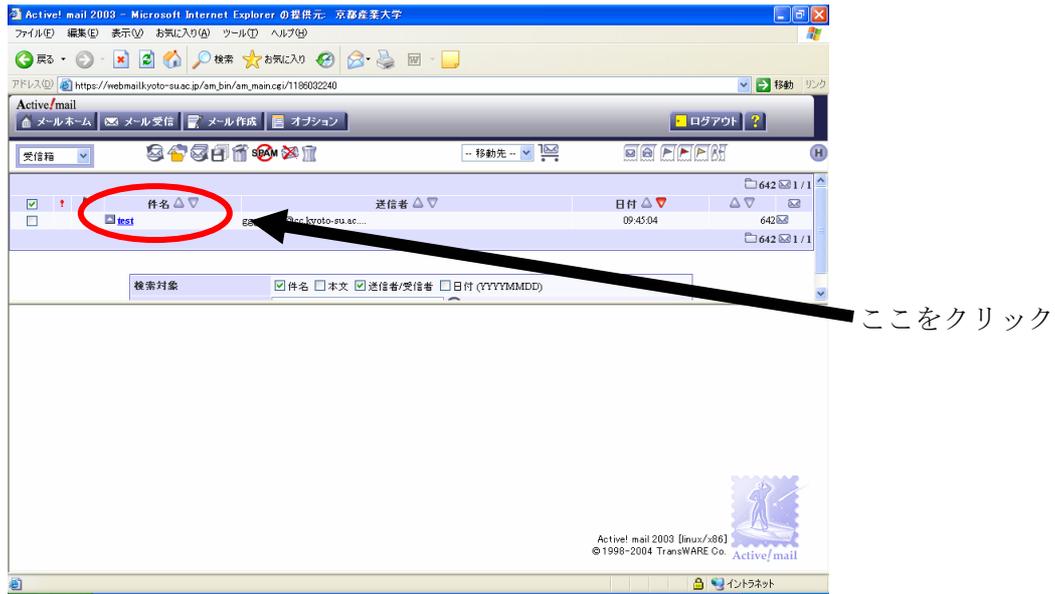


図 4-2-3

すると内容が下に表示されます。上図で言う「test」の文字をクリックするとその内容が表示されます (図 4-2-4)。他にもメールが来ていたら、同様の手順で、メールを読むことができます。

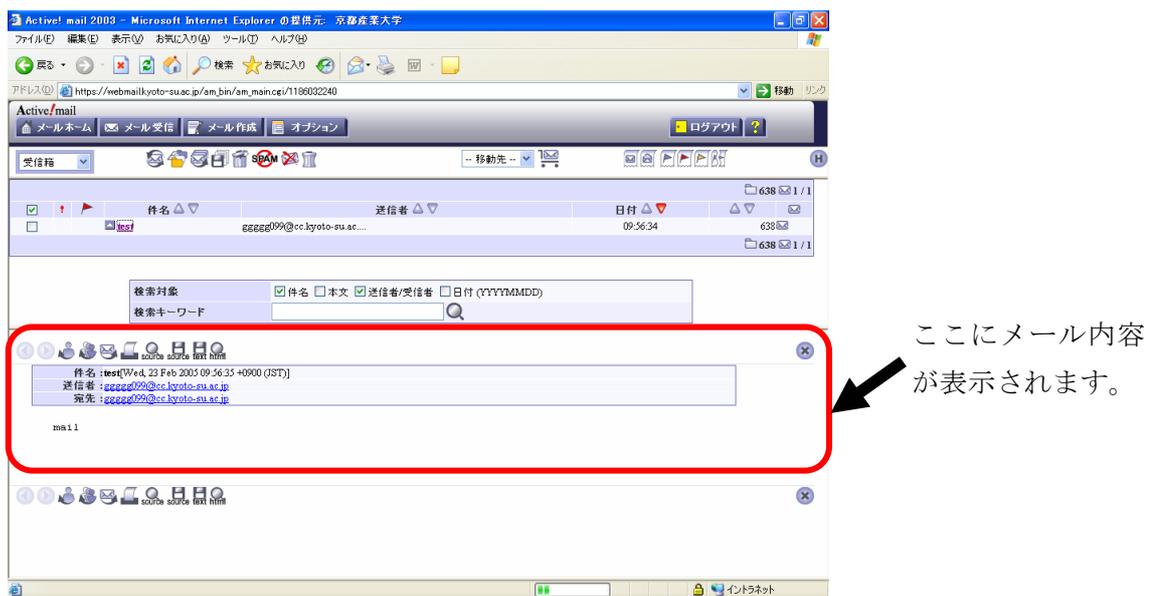


図 4-2-4

4.3 Active! mail の終了

ここまででメールの読み書きができるようになりました。最後に Active! mail の終了方法を説明します。直感的に「ブラウザを終了させればいい」とか「ウィンドウを閉じればいい」と思うかもしれませんが、しかし、それではメールシステムにあなたの作業が残り、他のユーザに迷惑をかけることになります。

上のメニューから「ログアウト」ボタンをクリックしてください（図 4-3-1）。

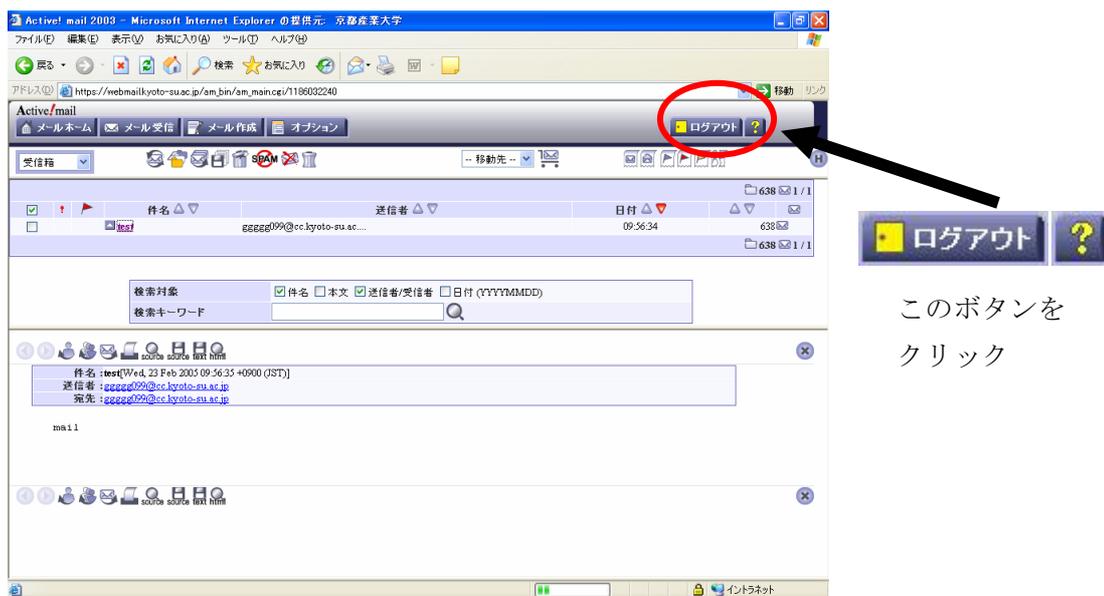


図 4-3-1

すると、最初のユーザ ID とパスワードを入力する画面に戻ります。この状態になった後、Web ブラウザを終了してください。

4.4 Active! mail をもっと活用する

ここに紹介したのは、Active! mail の機能の中で基本だけです。「返信の方法」や「メールの整理」などの他のいろいろな機能に関しては、上のメニューから「？」ボタンをクリックし、各自で調べてください。

資料 1. 設定項目一覧

以下に本学に接続するときに必要な設定項目を示します。詳しくは、「情報サービス」のページをご覧ください。

大学に接続するときのネットワークアプリケーションの設定項目

メール

メール受信サーバ (POP3)	ccpop3.kyoto-su.ac.jp
メール受信サーバ (IMAP4)	ccimap41.kyoto-su.ac.jp
メール送信サーバ (SMTP)	ccmail.kyoto-su.ac.jp
メールアカウント	ユーザ ID
ポップアカウント	メールアカウントと同義 (一部メールソフトは、メールアドレスと同じ)

Web

Web サーバ	www.kyoto-su.ac.jp
---------	--------------------

FTP

FTP サーバ	ccftp.kyoto-su.ac.jp
---------	----------------------

SSH

リモートログインサーバ	cc2000.kyoto-su.ac.jp
-------------	-----------------------

資料 2. 平成 17 年度計画等に関するお知らせ

情報センターでは、平成 17 年度より以下の通りサービス変更を行いました。

1. 電子メール関連

・ cc 環境の Linux 上におけるメール受信環境の変更について

平成 17 年 2 月 26 日をもって、メールサーバの安全性向上と性能向上を目的としてメール受信環境を変更しました。

mail コマンドによるメール受信と mule および emacs によるメール受信(mh-e)は利用できません。Active! mail もしくは IMAP(POP)対応メーラへの移行をお願いします。

2. 情報設備関連

・ 教室設備の入替について

10 号館を始めとする情報処理教室等のパソコンを新しい機器に更改し、これまで利用していた機器をオープンパソコンルーム等に移設しました。

・ 情報処理教室における大容量リムーバブルメディアの移行について

これまで情報処理教室等のパソコンには MO ディスクドライブを装備していましたが、新規に設置したパソコン (xSeries206) には、MO ディスクドライブを搭載していません。USB メモリ等 USB を利用したメディアをご利用ください。

学内情報処理教室等においては、USB メモリの利用が可能なように、ディスプレイ横または机上に USB 接続コネクタを設置しています。

なお、平成 19 年度末までは、オープンパソコンルーム等のパソコンに MO ドライブを搭載していますので、引き続き MO ディスクを利用できます。この間に MO ディスクに保存されているファイルを USB デバイス等、別のメディアにコピーしてください。

・ 教材・コンテンツ制作室設備の入替について

10 号館 4 階教材・コンテンツ制作室の設備 (コンテンツ制作用パソコン、各種周辺機器、大判プリンタ、レーザー複合機) を入替え、各種専用ソフトウェアを導入しました。

これにより、ホームページ作成、アニメーション作成、3DCD 作成、ポスター作成、Web オーサリング、動画編集、音声編集といった作業について、更に高度な作業ができるようになっていきます。

- ・ **研究室・クラブボックス配備パソコンについて**

平成 14 年度より、パソコン管理にとらわれず研究活動をしていただくことや情報処理教室と同じ環境で教材準備をしていただくことを目的として、教員研究室に対して情報センターよりパソコンを配備しています。

また、同様に情報教育の一環としてクラブボックスに情報処理教室と同じ環境を提供することを目的としてパソコンを配備しています。

なお、配備期間は平成 17 年 4 月～平成 20 年 3 月までの 3 年間です。

3. 情報教育推進・支援関連

- ・ **教室プレゼンテーション設備の新設・改修について**

教育の情報化を推進するため、教室プレゼンテーション設備を新設・改修しました。

1 号館 101 教室には設備一式を新設し、多人数の授業でプレゼンテーション設備が利用できる教室を増やしました。大教室棟教室はプロジェクタの変更およびスクリーン移設を行い、照明をつけたままで、また黒板とプレゼンテーション設備を併用しながらの授業を可能にしました。10 号館情報処理教室は書画カメラを変更し、より鮮明な映像の投影を可能にしました。

- ・ **LMS の導入について**

LMS (Learning Management System=学習管理システム) として、moodle を導入しました。

moodle を利用することで、Web 上での成績管理や小テスト、課題提出、授業スケジュールの公開、クラス掲示板の運営などを容易に行うことができます。

なお、利用のための手続きは不要です。cc 環境の利用者は誰でも利用可能です。

4. ネットワーク関連

- ・ **ダイヤルアップ接続サービスの停止について**

利用者が減少し、回線維持費用に対して教育研究効果が低下しているため、平成 17 年 2 月末をもってダイヤルアップ接続サービスを停止しました。

- ・ **AppleTalk Zone ルーティングサービスの停止について**

平成 17 年 2 月末をもって AppleTalk ゾーン情報の管理サーバを停止し、今まで六つのゾーンに分けて運用していた AppleTalk を単一ゾーンで運用しています。

• **NetNews サービスの停止について**

本学における NetNews 利用者も少なくなり、また NetNews を閲覧する代替手段もインターネット上に数多く存在する状況であるため、平成 17 年 2 月末をもって NetNews(NNTP)サービスを停止しました。

• **無線 LAN 環境について**

平成 16 年度に中央図書館、神山ホール、第 1～4 研究室棟、10 号館ロビーに無線 LAN アクセスポイントを配備し、インターネットスポットの名称でスタートしたサービスを、平成 17 年度において全学的にエリアを拡充することになりました。

無線 LAN は有線 LAN に比べ広範囲での利用が可能であり、対象エリアに対する配線数が少なく済むため費用対効果が高い利点があります。

無線 LAN 環境を全学的に整備し、教室、講義室、演習室、研究室、会議室からネットワークが利用可能な環境を整備し、新たな教育研究活動の動きを創出できる環境が整えられ、大学の情報化に貢献することを目的としています。

• **IP アドレス不正利用防止装置の導入について**

研究室にセキュリティ対策が施されていない無線 LAN アクセスポイントが設置された場合、第三者によって不正にネットワークを利用される可能性があります。また、1 つの IP アドレスが複数の機器で使用されると、通信ができなくなるなどネットワーク全体に不具合が発生する場合があります。

本装置はネットワークインターフェースカードの固有アドレス (MAC アドレス) による通信制御をおこなうことにより、不正利用および IP アドレスの衝突を防止するために導入しました。

これにより、円滑なネットワーク運用とセキュリティを保持することができます。

※平成 17 年度計画に関する詳細は、以下のページに記載しています。

<http://www.kyoto-su.ac.jp/information/center/H17/>

資料 3. 情報センター 提供サービス概要

情報センターで提供している多様なサービスのうち、主要なものは以下の通りです。

1. 情報処理教室利用サービス

学内の情報処理教室を管理運用しています。

- Windows/Linux デュアルブートのコンピュータを設置
- プリンタ、ネットワークスキャナの周辺機器を設置

2. ネットワーク接続サービス

個人所有のノートパソコンをインターネットに接続する設備を提供しています。

- インターネットコンセント接続
...ネットワークケーブルで情報コンセントとパソコンを接続することで、インターネットに接続できるようにするサービスです。
- インターネットスポット
...無線 LAN 接続サービスです。無線 LAN 機能を有したノートパソコンがあれば、学内ほぼすべての場所でインターネットに接続できます。

3. メールサービス

教育研究に利用するメールについて、以下のサービスを提供しています。

- メールアドレスの発行
...入学時に、メールアドレスを学生全員に発行しています（教員、その他学生以外の方は申請が必要となります）。
- Active! mail (Web Mail システム)
...Web 上で動作するメールシステムです。メールを使用する際に必要な設定が事前に行われており、ユーザ ID とパスワードを入力するだけでメールが使えるようになっています。情報センターが公式にサポートをしています。
- メーリングリストの発行
...ゼミの連絡や課外活動で必要な場合に、メーリングリストを発行します（ゼミで利用する場合は、申請者は担当教員となります）。

4. Web サービス

教育研究に利用する Web に関するサービスを提供しています。

- Web ページ公開
...利用者全員に Web ページ保存領域を提供し、各利用者が作成した Web ページの公開を可能にするサービスです。

- **課外活動団体 Web サイト開設**

...課外活動団体（届出団体以上）の紹介や活動内容・結果等を学外に公開するための Web ページ保存領域を提供します。

- **CGI 設置**

...アクセスカウンターなどの汎用 CGI をあらかじめ用意しているほか、各自で CGI を作成することも可能です（CGI 作成には情報センターへの申請が必要です）。

5. ユーザサービス

cc 環境を利用する際の基本情報を変更するサービスです。

- **ユーザ ID 変更サービス**

...cc 環境のユーザ ID（メールアドレスの「@」より前の部分）を一度だけ変更することができます（ユーザ ID が「g+（学生証番号）」もしくは「i+（学生証番号）」の学生のみ）。

- **パスワード変更**

...cc 環境のパスワードを自由に変更することができます。

- **メール転送サービス**

...cc 環境のメールアドレス（*****@cc.kyoto-su.ac.jp）に届いたメールを、希望するメールアドレスに転送するサービスです（携帯電話への転送も可能です）。

6. その他のサービス

これまでに紹介したサービス以外にも、情報センターはさまざまなサービスを提供しています。

それらの中から主要なサービスを中心に紹介します。

- **ネット TV 配信サービス**

イギリス・BBC ニュース、Aviva! パソコン TV（パソコンの初心者～中級者向け利用方法解説）が視聴可能です（学内からのみ視聴できます）。

- **BizMate（音声・映像通信システム）**

Web カメラを使って、遠く離れた人とビデオチャットをすることができます。最大 15 人まで同時にコミュニケーション可能です。

- **各種サポート**

計算機運用補助員（MiCS）によるトラブルサポートおよびメールによるサポート、質問 BBS の提供など、多種多様なサポート体制を準備しています。

詳細は 26 ページをご覧ください。

※この他にも情報センターは学生・教員に対して様々なサービスを展開しています。

詳しくは「情報サービス」をご覧ください。

連絡など

この原稿は2005年3月1日時点のもののため、学内向けホームページなど画像が一部実際のものとは異なる箇所があるかもしれない点をご了承ください。

その他、訂正や誤りなどお気づきの点は、京都産業大学の情報センター（e-mail : info-cc@cc.kyoto-su.ac.jp）までお願いします。改善点の提案などは歓迎します。我々の環境は、時代に合わせてどんどん変化します。このドキュメントも改善すべきところは積極的に変えていこうと思います。このドキュメントが実際に役に立つものとして成熟してゆけば良いと考えているのです。

発行

京都産業大学 情報センター

〒603-8555

京都市北区上賀茂本山

電話 075-705-1483

e-mail : info-cc@cc.kyoto-su.ac.jp